

平成13年7月19日
総務省

「IT時代の接続ルールの在り方について」の第二次答申
～「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）
附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」～

総務省は、本日、情報通信審議会（会長 秋山 善久）から「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の諮問に対し、第二次答申（別紙）を受けました。

この第二次答申は、平成12年（2000年）10月11日に旧電気通信審議会に諮問したものです。

総務省では、この第二次答申を尊重し、関係法令の改正等、所要の措置を講じていくこととします。

（連絡先）総合通信基盤局料金サービス課
（担当 飯倉課長補佐、寺村係長）
（電話）03 - 5253 - 5844
（担当 田中課長補佐、倉澤係長）
（電話）03 - 5253 - 5845

IT時代の接続ルールの在り方について

- 「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」 -

第二次答申

概 要

はしがき

電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)附則第15条において同法施行後3年を目途として接続に係る制度について検討を加え、必要な措置を講ずる旨の規定が設けられており、平成12年10月にこれを踏まえた接続ルールの見直しについて郵政大臣より電気通信審議会に対して諮問が行われた。

本件については、平成12年12月21日に電気通信審議会において「接続ルールの見直しについて」と題した第一次答申をまとめており、当審議会では、この審議を電気通信審議会より平成13年1月に引き継いで、第一次答申で継続検討事項とされていた事項を中心に、更なる接続制度の見直し措置について第二次答申として取りまとめを行った。

第 章 接続制度の経過

- 1 接続制度の創設(昭和60年)
- 2 公正有効競争条件の確保に向けた措置(平成2年から8年)
- 3 接続の基本的ルールの策定(平成8年から9年)
- 4 接続の基本的ルールの先行的見直し(平成10年から12年)
- 5 接続の基本的ルールの見直し(平成12年から13年)
- 6 競争の進展と現下の課題

第 章 接続制度の現状

- 1 接続の確保
- 2 指定電気通信設備
- 3 接続料

- 4 技術的条件
- 5 網機能計画
- 6 機能の細分化（アンバンドル）
- 7 建物、管路、とう道、電柱等への設備の設置
- 8 優先接続
- 9 番号ポータビリティ
- 10 番号情報に関する措置

第 章 新たな接続料の導入

第 1 節 光ファイバ設備に係る地域別接続料設定の是非

（ 1 ）事業者により異なる接続料の設定

NTT東日本とNTT西日本とが電気通信事業者としてその経営実態に即して業務展開を行っていくことがNTT再編の趣旨であり、特定費用負担金制度が存続する平成13年度までの期間が終了した後は、NTT東日本とNTT西日本とで異なる接続料を設定すべきと考えられる。

（ 2 ）光ファイバ設備に係る地域別接続料の設定

NTT東日本・西日本の業務区域内において、光ファイバ設備との接続に関して地域別接続料を設定することについては、次の理由から、現時点でその機が熟しているとは言えないと考えられ、当面は業務区域内で接続料を均一に設定している現在の考え方を踏襲することが適当である。

理由 本形態の接続は平成12年12月より暫定的な形態で開始されたばかりである。

地域別に異なる料金とすることを昨年要望していたNTT東日本・西日本自身においても現在は地域別料金は将来の課題としている。

今後導入が予定されている卸電気通信役務の制度運用や提供動向も見守ることが適当である。

電話の利用者料金の地域間格差に与える影響についてもより深く検討する必要がある。

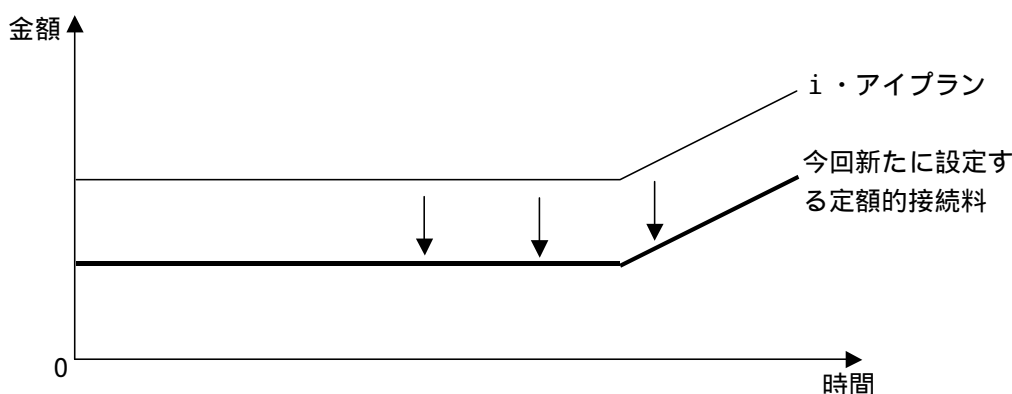
第 2 節 定額的な接続料の導入

（ 1 ）定額的な接続料の設定の意義及び留意点

定額的な接続料の設定はインターネット向けの定額的な利用者料金の設定を円滑に行うために有用であり、その実現が図られる必要がある。

定額的な接続料を定額的な利用者向け料金から適正な比率により割引を行った事業者向けの料金（キャリアズレート）を設定する形で実現する方式は、交換機への負荷の懸念もなく、複雑なコスト分計も不要であるため、適切なものと考えられる。

図表 新たに設定する定額的な接続料



事業者向け割引料金（キャリアズレート）の方式による定額的な接続料が実現すれば、

電話網を含めた定額的な料金によりインターネット接続を行うことへの需要に応えることが出来るようになり、

事業者向けの費用範囲を適切に反映させた接続料がISPに適用されることになることで、ISPにとっては公正競争条件が一層確保され、社会のインターネット利用が促進されることとなり、又、

例えば夜間のみ定額的な料金といったようなNTT東日本・西日本の設定した条件にISPの設備投資が左右されるようなことがなくなる。

(2) 期待される効果

定額的な接続料が実現することによって、通信時間により通信料が課金されることを意識せずに使える定額的なインターネット向けの料金の普及が期待できる。

第3節 公衆網への事業者向け割引料金の導入

(1) 事業者向け割引料金を設定するサービスの範囲

IP化の流れにあっても、現在の形態の電話・ISDNは、通常の通話の利用に加え、加入者回線を用いたDSLサービスやダイヤルアップによるインターネット利用に見られるように、インターネットへのアクセス手段としても少なくとも当分の間は、重要な位置づけを確保し続けると考えられる。このため、インターネット利用促進の見地からも事業者向け割引料金を導入する意義は大きい。

事業者向け割引料金を導入するサービスについては、電話・ISDN・データ伝送等の間で区別する理由も特にないため、基本的に全ての公衆網サービスについて広範に導入することが適当である。

なお、仮に全面的導入を早期に行うことが困難である場合には、IT社会におけるインターネット利用の重要性に鑑み、インターネット向け料金の定額化やISP利用に関わるものを優先的に導入することが望ましい。

(2) 期待される効果

公衆網における事業者向け割引料金が上述により実現することによって、ISPが現在よりも低廉なインターネット接続サービスを提供できるようになることが期待される。

第 章 網機能計画制度の改善

(1) 網機能計画制度の原則の維持

網機能の追加・変更に関する情報を記載した網機能計画の制度は、接続を前提としない網構築や他事業者の意見が反映されない網構築がなされると円滑な接続が妨げられるという問題認識にたって創設されたものである。

本制度には依然として重要な意義があり、現行の網改造着手前200日間の網機能計画届出と、届出から30日以内の公表の原則を今後も維持していくことが必要である。

一方で、新サービスの早期提供の観点から、網機能計画の意義を損なうことのない範囲で運用の簡素化を図るため、計画適用の範囲の見直し及び一定の条件を満たした場合の公表期間の短縮化を行うことが適当と考えられる。

(2) 網機能計画の適用範囲

ルータ、DSLAM (G992.2 Annex C 準拠)、スプリッタについては、装置の開発のペースも速く、網機能の追加・変更が頻繁にあると考えられ、又、装置自

体、接続を前提として開発されたものが殆どであることから、今までのところ網機能の提供に関して問題となったこともないため、網機能計画の対象外とすることが適当である。

(3) 網機能計画の公表期間

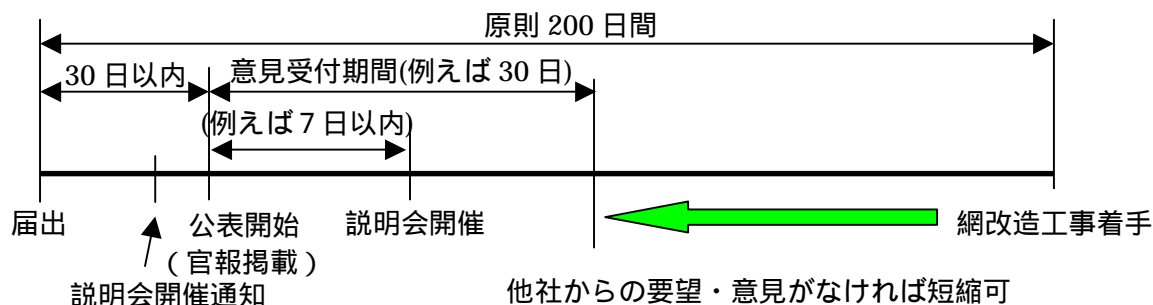
公表期間については、計画の官報掲載後一定の意見受付期間（例えば30日）を設け、他事業者からの説明要望や意見がこの期間内に無い、又は要望・意見への対応が終了して更なる要望・意見が無いのであれば公表期間をこの意見受付期間に短縮することができることとし、そのための手続の整備を行うことが適当である。

但し、その際には、公表内容の充実と周知方法の改善についても措置される必要がある。

については、網機能の内容の理解を助けるような、「想定される利用用途」を届出・公表項目に付け加える等の改善を行うことが適当と考えられる。

又、については、説明会の開催を例えば、官報掲載後速やかに（例えば、官報掲載後7日以内）行うこととし、その開催通知を遅くとも官報掲載までに通知希望事業者に対して行うこと等により、一層の改善を行うことが望まれる。

図表 網機能計画の期間・手続のフロー（例）



(4) 期待される効果

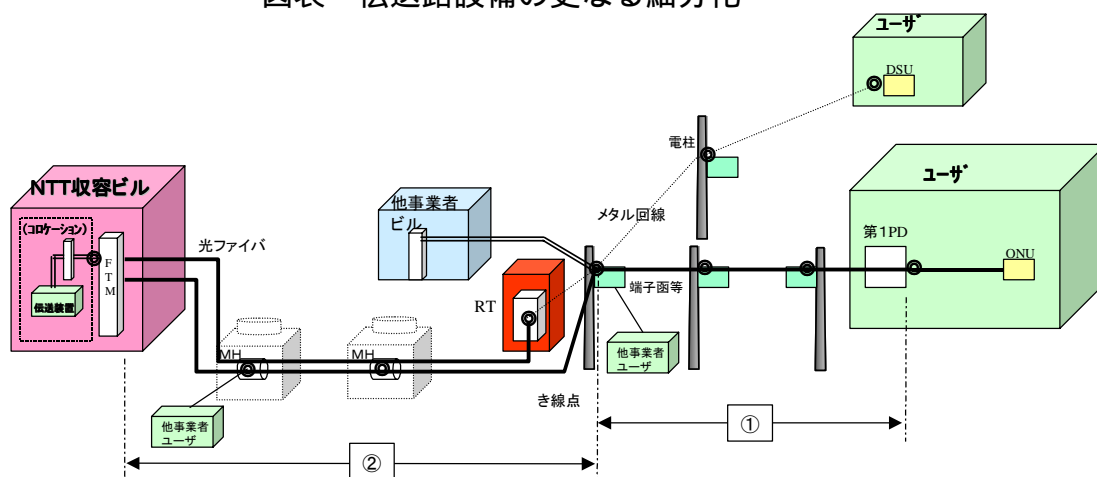
上述のとおり網機能計画について見直しを行うことで、IT社会に適した新サービスの早期提供が促進されることが期待される。

第 章 機能の更なる細分化（アンバンドル）

(1) 伝送路設備の更なる細分化

伝送路設備を更に細分化する形態の細分化については、高速インターネット接続サービスの提供の円滑化に向けて、予想される実需を見ながらそのルール化を進めていく必要があり、当面の課題は、配線区間（饋線点・利用者宅間）のRT及び電柱における細分化とその他局外任意区間の細分化と考えられる。

図表 伝送路設備の更なる細分化



配線区間における細分化

饋線点・利用者宅間の配線区間における細分化に関しては、局・饋線点間の光ファイバ化が行われている場合に、RT設置施設等にDSLAMを設置することでDSLのサービスを提供する等の観点からその実施を要望する意見が出されている。

これに関しては、既に局舎へのコロケーションに関して、請求のための手続や様式、請求への回答の標準的期間、拒否する場合にはスペースがないことなどの事由を明記して回答すべきこと、スペースのないことを理由にコロケーションを拒否する場合には接続事業者による確認を可能とすること等を定めることを骨格とするルールが存在するので、このコロケーションのルールをRT設置施設等についても適用することで原理的には解決可能と考えられるため、その細分化（アンバンドル化）を進めるべきである。

それに関連して、どのような形で現実にRT設置施設等へのコロケーションが可能かについては、RT設置施設等の実態（配置や空き状況等）が十分に分かっていないことから、NTT東日本・西日本においてその実態を把握するため調査を行うことが望まれる。

その他局外任意区間における細分化

細分化が求められている局外任意区間としては、川や橋、道路を跨る伝送路等があるが、その際にコロケーションの場所として想定されるマンホールや管路等は極めて狭隘であることが一般的であり、スペース確保の実現性については、現時点では不明である。これに加えて、保守等の責任分界が困難となること等の懸念についてもNTT東日本・西日本から問題提起がなされている。

現時点では任意の区間を前提として、コロケーションや保守等の責任の切り分けについて一律に条件を設定する約款化は時期尚早と思われるが、需要も存在していることから約款化に向けて総務省において検討の場を設け、検討を進めていくことが必要である。なお、約款化以前においても個別にコロケーション等が可能なケースについてはNTT東日本・西日本において積極的に対応していくことが求められる。

(2) FTTHサービスの提供に用いられる光ファイバ網の細分化

NTT東日本・西日本が光・IP通信網サービス（仮称）において用いられている光ファイバ網は、アンバンドルの需要も顕在化してきていることから、NTT東日本・西日本において設備構成が確定した後、本格サービスの提供が開始される時期よりも早期、又はほぼ同時期に接続料の設定が行われる必要がある。

(3) 期待される効果

上述のとおり細分化が進められることによって、DSLサービス等の拡大、高速化が可能となることが期待される。

第 章 接続関連費用の負担の考え方

(1) 「基本的な接続機能」の判断基準

費用負担を広くうすく分担する「基本的な接続機能」の対象については、接続事業者とNTT東日本・西日本との間で意見の対立がある。これに対しては、判断基準をより明確にすることにより対処することが必要と考えられ、以下のような基準に従って判断することが妥当である。

通常求められるような様々な接続形態を許容するネットワークを前提にして、多くの接続事業者にとって具わっていることが必要となるような機能を「基本的な接続機能」と捉えること

指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が自らのサービス提供に際して現に利用している、或いは利用する予定があるか否かは、「基本的な接続機能」たることの判断基準とすべきではないこと

交換機能との接続を効率的に行うための機能は、多くの接続事業者において共通的に用いられるものであれば、「基本的な接続機能」として捉えること

電気通信役務の提供に付随して通常必要となるような機能は、多くの接続事業者において共通的に用いられるものであれば、「基本的な接続機能」と捉えること

公正競争条件確保のための基盤となる機能は、多くの接続事業者において共通的に用いられるものであれば、「基本的な接続機能」と捉えること

(2) 個別負担の接続料における算定方法の見直し

個別負担方式を引き続き採用し続ける機能についても、その接続料における算定方法については、「基本的な接続機能」の接続料との違いに着目して見直しが必要と考えられる。

具体的には、これらのリスクは「基本的な接続機能」の接続料のそれよりも低くなるものと考えられ、期待自己資本利益率の算定も網使用料とは別に設定することが適当と考えられる。

第 章 その他の事項

接続料の利用者料金との関係の検証

N T T 東日本・西日本のユーザ向け料金と接続料との関係（例えば、どの程度の差が望ましいか）については、今後諸外国の動向等を踏まえ研究を進める必要がある。

光ファイバ設備の利用に係る手続等の内外無差別適用

接続事業者がN T T 東日本・西日本に対して採っている手続をN T T 東日本・西日本社内の設備部門とサービス部門の間でも同等に適用していくことが望ましい。

接続用ソフトウェア開発期間の短縮

現在18ヶ月要しているが、新サービスの円滑提供のため短縮化を図ることが求められる。

第 章 今後の措置及び継続検討事項

1 本答申等を受けて行われるべき措置

本答申等の提言を受けた措置については、次のように進めることが必要である。

(1) 非対称規制

省令整備

平成 1 3 年末迄

(2) 新たな接続料の導入等

省令改正等

平成 1 3 年末迄(平成
1 3 年度後半から平成
1 4 年度にかけて
順次施行)

(3) 網機能計画制度の改善等

省令・告示改正

平成 1 3 年末迄

(4) 機能の細分化

N T T 東日本・西日本宛文書指導
省令改正

平成 1 3 年 7 月目途
平成 1 3 年末迄

(5) 接続関連費用の負担の見直し

省令改正

平成 1 3 年末迄

(6) 接続用ソフトウェア開発期間の短縮

N T T 東日本・西日本宛文書指導

平成 1 3 年 7 月目途

(7) 電力設備に関する負担額の算定方法

2 本答申後の要検討事項

本答申において今後検討を要することとしている事項は次のとおりである。(各項末尾の括弧内は想定される検討時期とその方法。)

(1) 接続料に関する検討

指定電気通信設備に関する都道府県ごとのコストの把握(長期増分費用)(平成14年2月迄目途)

接続料の利用者料金との関係の検証に関する検討(平成13年後半より研究会開催)

光ファイバ設備に係る業務区域内の地域別接続料設定の是非の検討(平成14年度以降)

(2) 網機能計画に関する検討

網機能計画の新制度の検証(平成14年度)

(3) 機能の細分化に関する検討

局外任意区間における細分化(平成13年後半より研究会開催)

(4) 回線情報の開放に関する検討

業務支援システム(OSS)の開放に関する検討(平成13年後半より研究会開催)

IT時代の接続ルールの在り方について

「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）
附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」
第二次答申

平成13年7月19日

情報通信審議会

目 次

はしがき	1
第 章 接続制度の経過	3
1 接続制度の創設（昭和60年）	...	3
2 公正有効競争条件の確保に向けた措置（平成2年から8年）	...	4
3 接続の基本的ルールの策定（平成8年から9年）	...	5
4 接続の基本的ルールの先行的見直し（平成10年から12年）	...	8
5 接続の基本的ルールの見直し（平成12年から13年）	...	10
6 競争の進展と現下の課題	...	13
第 章 接続制度の現状	18
第1節 接続の確保	...	18
1 接続の義務	...	18
2 命令、裁定等の手続	...	21
第2節 指定電気通信設備	...	26
1 指定電気通信設備制度の創設	...	26
2 平成9年告示による指定及びその承継	...	27
3 平成13年告示による指定	...	28
4 移動体通信事業者設備の扱い	...	30
第3節 接続料	...	32
1 接続料の創設	...	32
2 接続会計に基づく接続料算定制度の創設	...	33
3 長期増分費用方式の導入	...	35
4 長期増分費用方式における見直し	...	39
5 事業者向け割引料金の導入	...	41
6 接続料と利用者料金との関係	...	43
第4節 技術的条件	...	45
第5節 網機能計画	...	46
第6節 機能の細分化（アンバンドル）	...	47

1	機能の細分化	... 4 7
2	加入者回線の細分化	... 4 9
3	光ファイバ設備の細分化	... 5 2
4	インターネット向けネットワークのオープン化	... 5 5
	（1）定額制インターネットアクセス網のオープン化	5 5
	（2）ブラウザフォン用ネットワークのオープン化	5 6
第7節	建物、管路、とう道、電柱等への設備の設置	... 5 9
1	コロケーションの制度化	... 5 9
2	コロケーションのルール整備	... 6 0
第8節	優先接続	... 6 3
第9節	番号ポータビリティ	... 6 5
第10節	番号情報に関する措置	... 6 9
1	番号案内及び電話帳のオープン化	... 6 9
2	番号情報データベースのオープン化	... 7 1
第 章	新たな接続料の導入 7 3
第1節	光ファイバ設備に係る地域別接続料設定の是非	... 7 3
1	現状	... 7 3
2	意見	... 7 3
3	考え方	... 7 4
	（1）事業者により異なる接続料の設定	7 4
	（2）光ファイバ設備に係る地域別接続料の設定	7 5
	（3）地域別接続料の設定に関する今後の検討課題	7 5
第2節	定額的な接続料の導入	... 7 8
1	現状	... 7 8
2	意見	... 7 9
3	考え方	... 8 0
	（1）定額的な接続料の設定の意義及び留意点	8 0
	（2）交換機での接続によるインターネット向けサービスに関する論点	8 1
	（3）加入者回線での接続によるインターネット接続サービスに関する論点	8 2
	（4）期待される効果	8 3
第3節	公衆網への事業者向け割引料金の導入	... 8 6
1	現状	... 8 6
2	意見	... 8 6

3	考え方	... 8 7
	(1) 事業者向け割引料金を設定するサービスの範囲	8 7
	(2) 加入者回線における事業者向け割引料金	8 8
	(3) 早期に導入されるべき事業者向け割引料金	9 0
	(4) 事業者向け割引料金の原価対象費用の範囲	9 0
	(5) 期待される効果	9 2
第 章	網機能計画制度の改善 9 3
1	現状	... 9 3
2	意見	... 9 3
3	考え方	... 9 4
	(1) 網機能計画制度の原則の維持	9 4
	(2) 網機能計画の適用範囲	9 5
	(3) 網機能計画の公表期間	9 6
	(4) 新制度の検証	9 9
	(5) 期待される効果	9 9
第 章	機能の更なる細分化 (アンバンドル) 1 0 0
1	現状	... 1 0 0
2	意見	... 1 0 3
3	考え方	... 1 0 3
	(1) 伝送路設備の更なる細分化	1 0 3
	(2) F T T Hサービスの提供に用いられる光ファイバ網の細分化	1 0 8
	(3) 期待される効果	1 0 9
第 章	接続関連費用の負担の考え方 1 1 0
1	現状	... 1 1 0
2	意見	... 1 1 3
3	考え方	... 1 1 4
	(1) 「基本的な接続機能」とそれ以外の機能との区別の維持	1 1 4
	(2) 「基本的な接続機能」の判断基準	1 1 4
	(3) 「基本的な接続機能」に関する費用負担の原則	1 1 5
	(4) 「基本的な接続機能」に関する特例的経過措	

置	1 1 5
(3) 各機能の具体的取扱い	1 1 6
(4) 個別負担の接続料における算定方法の見直し	1 2 6
第 章 その他の事項 1 2 7
1 接続料の利用者料金との関係の検証	... 1 2 7
2 光ファイバ設備の利用に係る手続等の内外 無差別適用	... 1 2 7
3 回線情報に関する措置	... 1 2 8
4 接続用ソフトウェア開発期間の短縮	... 1 2 9
5 電力設備に関する負担額の算定方法	... 1 2 9
6 接続制度全体の定期的な見直し	... 1 3 0
第 章 今後の措置及び継続検討事項 1 3 1
1 本答申等を受けて行われるべき措置	... 1 3 1
2 本答申後の要検討事項	... 1 3 3
附 1 「 I T 時代の接続ルールの在り方について」 （「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 9 7 号）附則第 1 5 条を踏まえた接続 ルールの見直しについて」第二次答申草案）に対 する意見聴取結果及びそれに対する考え方	... 1 3 5
第 章 新たな接続料の導入	... 1 3 6
第 1 節 光ファイバ設備に係る地域別接続料設定の是非	... 1 3 6
第 2 節 定額的な接続料の導入	... 1 5 4
第 3 節 公衆網への事業者向け割引料金の導入	... 1 6 2
第 章 網機能計画	... 1 8 6
第 章 機能の更なる細分化（アンバンドル）	... 2 2 0
第 章 接続関連費用の負担の考え方	... 2 2 8
第 章 その他の事項	... 2 6 3

はしがき

電気通信事業分野において昭和60年に競争が導入されて以来、平成9年の接続ルールの整備とそれ以後の強化、平成11年の日本電信電話株式会社(以下「NTT」という。)の再編等、累次の競争促進策が実施されてきた。その中で、情報通信分野において料金の低廉化とサービスの多様化が着実に進められ、その恵沢が利用者に還元されてきている。

インターネットの拡大に伴い、我が国では更に、高度情報通信ネットワーク社会の形成に向けて、広く国民が低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成が求められており、これに向かって邁進する国家的取組が行われている。

その推進にあたって必要なのは、利用者に対して様々な主体がその創意工夫により情報通信の多様なサービスを提供することができるための環境作りであり、そのためには公正な条件による競争を確保するために競争政策を一層強化し、これを促進することが必須課題となっている。

近年の電気通信分野においては、次のような変化が競争構造にも影響を与えつつある。

固定網において、長距離の分野を中心に展開されてきた競争が、市内の料金競争に拡大し、更に地域のアクセス回線を含む競争の胎動が見られる。

固定網を基本に展開されてきた従来からの動きに加えて移動体通信の普及拡大が起こっている。

電話網における音声伝送を中心に展開されてきた競争構造が、IP(インターネットプロトコル)化の中で、データ伝送などのサービスを融合的に提供する形態に変化してきている。

利用者向けのサービスの競争が激化する中で、利用者向けの提供条件と事業者向けの提供条件との関係について公正競争条件確保の観点から問題提起が行われてきている。

電気通信サービスの提供には、相互にその設備を接続させて、サービス競争の担い手同士でもある事業者が連携を行うことが多くの場合必要であり、殊に地域のネットワークとの接続は殆どの事業者にとって不可欠であるため、公正な条件により円

滑な接続を確保するための接続政策は、競争政策の中でも基軸をなしている。

環境の変化の激しい分野での競争政策は、変化に応じた見直しが常に求められるところであるが、接続政策においても上記 から の潮流を踏まえた見直しが今日の課題となっている。

接続政策については電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条において同法施行後3年を目途として接続に係る制度について検討を加え、必要な措置を講ずる旨の規定が設けられており、平成12年10月11日にこれを踏まえた接続ルールの見直しについて郵政大臣より電気通信審議会に対して諮問が行われたことは、上述の環境変化に照らして時宜を得たものであった。

本件については、平成12年12月21日に電気通信審議会において「接続ルールの見直しについて」と題した第一次答申を取りまとめており（本答申附2に再録。）当審議会では、この審議を電気通信審議会より平成13年1月17日に引き継いで、第一次答申で継続検討事項とされていた事項を中心に、更なる接続政策の見直し措置について第二次答申として取りまとめを行った。

今回の接続ルールの見直し結果は、IT（情報通信技術）時代の潮流に即した接続政策の在り方を規定するものであり、行政当局をはじめとする関係各方面の密接な連携、協力によって、本答申を受け、IT時代に相応しい競争政策の基盤整備が行われることを強く期待する。

第 章 接続制度の経過

1 接続制度の創設（昭和60年）

- (1) 様々な電気通信事業者が電気通信役務の提供を行うためには、相互に電気通信設備を接続させることが多くの場合必要となってくるが、円滑な接続を確保するための接続制度は、電気通信分野に競争を導入した電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）により創設され、¹昭和60年4月に施行された。
- (2) 当時の同法旧第38条には第一種電気通信事業者間の接続協定についての規定が、旧第39条には接続命令及び接続裁定の規定が設けられており、電気通信事業法の一部を改正する法律（昭和62年6月2日法律第57号）によりこれらの対象が第二種電気通信事業者にも拡大された。
- (3) 当時の接続に関する諸規定は、一般的な事業者間の交渉力の相違に着目して、優位な一方当事者によって他方当事者に著しく不利な協定が締結されたり、接続の実質的な拒否がなされたりすることで、競争を阻害し、利用者の利便を害することがないように、事業者間の円滑な接続の確保を行うことを目指したものであった。即ちこれらは所謂非対称規制を採るものではなく、又、事業者間の協議を前提としたものであった。

¹ 旧公衆電気通信法（昭和28年法律第97号。昭和60年4月1日廃止。）では、例えば、第106条において私設有線設備と日本電信電話公社の設置した公衆電気通信設備との接続についての規定を設けていたが、このような接続は、公衆電気通信業務の一元的運営に支障を及ぼさない範囲に限定されていた。

2 公正有効競争条件の確保に向けた措置（平成2年から8年）

- (1) 平成2年に到り、電気通信市場の現状が十分活性化されていないとの認識の下に、料金の低廉化、サービスの高度化・多様化等を一層促進するために公正有効競争条件の整備を図るべく、当時のNTTに関して公正有効競争を促進するための「日本電信電話株式会社法附則第二条に基づき講ずる措置」（平成2年3月30日決定、同年5月18日郵政省告示第288号）が定められた。
- (2) これ以後、同措置に即して、接続の円滑化、ネットワークのオープン性の確保等を行うために、行政指導を基本とした諸方策が順次講じられ、ボトルネック性のあるNTTの地域網との接続に関する条件の改善が図られた。²
- (3) 平成7年には「NTT地域通信網との接続協議の手順等の明確化について」（平成7年2月23日郵電業第165号、同年6月30日郵電業第48号）が郵政省からNTTに対して発出され、接続に関する手続を整備し、又、接続料の費用範囲について見直しを行うこと等が求められた。³

² 接続点の設置の円滑化や交換機のID化促進等を求めた「接続の円滑化について」（平成3年3月18日郵電業第44号）、第二種電気通信事業者への網機能・網情報の提供等に関する協議等について求めた「ネットワークのオープン性の確保について」（平成3年7月17日郵電通第75号）、接続料の設定等について求めた「日本電信電話株式会社と長距離系NCCとの間の接続条件等の改善について」（平成3年8月6日郵電業第76号）、専用線に係る接続点の設置等に関して求めた「専用サービスに係る事業者間接続条件等の改善について」（平成4年2月21日郵電通第234号）及び「専用サービスに係る事業者間接続条件について」（平成4年2月21日郵電通第234号の2）、フレームリレーサービス提供のための足回り設備との接続について求めた平成6年10月27日郵電通第134号の2、NTT局舎への地球局の設置（コロケーション）等におけるNTTと他事業者との同等性確保を求めた平成8年3月22日郵電業第271号、その他がNTTに宛てて発出された。

³ 「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」に即して発出された接続に関する文書については、接続ルールの整備及びNTT再編等に伴い、平成12年9月19日迄に他の法令・文書に継受等の上、順次廃止された。

3 接続の基本的ルールの策定（平成8年から9年）

- (1) サービスの多様化が進んでくる中で、フレームリレーサービスや仮想専用網（VPN）サービスのような新サービスの提供を巡って接続協議が長期間難航⁴するなど、事業者間の紛争が相次ぐようになってきた。そこで、NTT地域通信網との円滑な接続を促進する観点から、平成8年、電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」（平成8年12月9日）において、接続の義務化や不可欠設備に着目した特別なルールの整備等についての提言が行われた。
- (2) これを受けて、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年6月20日法律第97号）及びこれを受けた関連法令の整備等が行われ、接続のルールが法的に規定された。その中で上記答申の提言事項等について、接続の義務の法定や、不可欠設備に関する指定電気通信設備制度の創設等の措置が行われ（図表1）、平成10年3月には指定電気通信設備であるNTTの地域網との接続条件等を予め接続事業者に対して明示する接続約款が初めて認可された。

図表1 電通審答申「接続の基本的ルールの在り方について」（平成8年12月9日）における提言等と措置内容

（法令の条項番号はいずれも平成9年～11年当時のもの）

第一種電気通信事業者に関する一般的な接続ルール

接続の義務化	<ul style="list-style-type: none">・電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年6月20日法律第97号）（電気通信事業法新第38条の追加）・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成9年11月13日郵政省令第81号）（電気通信事業法施行規則新第23条の追加）
裁定手続の活用容易化	<ul style="list-style-type: none">・電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年6月20日法律第97号）（電気通信事業法第39条の改正）

指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に関する特別な接続ルール

特別な接続ルールの適用範囲	<ul style="list-style-type: none">・電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年6月20日法律第97号）（電気通信事業法第38条の2第1項の追加）・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成9
---------------	---

⁴ 日本テレコム株式会社とNTTとのフレームリレーサービスに関する接続の協議は平成4年の申入れから6年の協定締結までの2年余り、第二電電株式会社（当時）、日本テレコム株式会社、日本高速通信株式会社（当時）とNTTとのVPNサービスに関する接続の協議は平成元年の申入れから7年の協定締結までの6年弱を要した。何れの事例においても、平成6年に協議不調のため接続命令の申立てが行われた。

	<p>年 1 月 1 3 日郵政省令第 8 1 号)(電気通信事業法施行規則第 2 3 条の 2 の追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法第 3 8 条の 2 第 1 項の電気通信設備を指定する件(平成 9 年 1 2 月 2 4 日郵政省告示第 6 7 4 号)
接続約款の作成等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法の一部を改正する法律(平成 9 年 6 月 2 0 日法律第 9 7 号)(電気通信事業法第 3 8 条の 2 第 2 ~ 第 8、第 1 0 項の追加) ・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成 9 年 1 1 月 1 3 日郵政省令第 8 1 号)(電気通信事業法施行規則第 2 3 条の 3、5 ~ 9 の追加)
建物・管路・電柱の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法の一部を改正する法律(平成 9 年 6 月 2 0 日法律第 9 7 号)(電気通信事業法第 3 8 条の 2 第 3 項第 1 号二の追加) ・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成 9 年 1 1 月 1 3 日郵政省令第 8 1 号)(電気通信事業法施行規則第 2 3 条の 4 第 3 項第 2 号の追加)
接続会計制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法の一部を改正する法律(平成 9 年 6 月 2 0 日法律第 9 7 号)(電気通信事業法第 3 8 条の 2 第 9 項の追加) ・ 指定電気通信設備接続会計規則(平成 9 年 1 2 月 1 9 日郵政省令第 9 1 号)
接続料の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法の一部を改正する法律(平成 9 年 6 月 2 0 日法律第 9 7 号)(電気通信事業法第 3 8 条の 2 第 3 項第 2 号の追加) ・ 指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則(平成 9 年 1 2 月 1 9 日郵政省令第 9 2 号)
技術的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法の一部を改正する法律(平成 9 年 6 月 2 0 日法律第 9 7 号)(電気通信事業法第 3 8 条の 2 第 3 項第 1 号イの追加) ・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成 9 年 1 1 月 1 3 日郵政省令第 8 1 号)(電気通信事業法施行規則第 2 3 条の 4 第 1 項の追加)
網機能の細分化(アンバンドル)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法の一部を改正する法律(平成 9 年 6 月 2 0 日法律第 9 7 号)(電気通信事業法第 3 8 条の 2 第 3 項第 1 号口の追加) ・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成 9 年 1 1 月 1 3 日郵政省令第 8 1 号)(電気通信事業法施行規則第 2 3 条の 4 第 2 項の追加)
接続関連費用の負担の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法の一部を改正する法律(平成 9 年 6 月 2 0 日法律第 9 7 号)(電気通信事業法第 3 8 条の 2 第 3 項第 2 号の追加) ・ 指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則(平成 9 年 1 2 月 1 9 日郵政省令第 9 2 号)
番号ポータビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法の一部を改正する法律(平成 9 年 6 月 2 0 日法律第 9 7 号)(電気通信事業法第 3 8 条の 2 第 3 項第 1 号口の追加) ・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成 1 1 年 8 月 6 日郵政省令第 6 3 号)(電気通信事業法施行規則第 2 3 条の 4 第 2 項の改正)
網機能提供計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法の一部を改正する法律(平成 9 年 6 月 2 0 日法律第 9 7 号)(電気通信事業法第 3 9 条の 2 の追加) ・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成 9 年 1 1 月 1 3 日郵政省令第 8 1 号)(電気通信事業法施行規則第 2 4 条 ~ 第 2 4 条の 4 の追加)

反競争的行為の防止	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年6月20日法律第97号）（電気通信事業法第36条旧第3項の改正（第5項に繰下げ））
（電通審答申「日本電信電話株式会社の在り方について」（平成8年2月29日）における提言事項）	
優先接続	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年6月20日法律第97号）（電気通信事業法第38条の2第3項第1号口の追加） 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成11年4月28日郵政省令第38号）（電気通信事業法施行規則第23条の4第2項の改正）

- （3）電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年6月20日法律第97号）では、その附則第15条において、「政府は、この法律の施行後3年を目途として、接続に係る新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、接続に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との規定を設け、平成12年度を目途とした接続に係る制度についての検討がうたわれた。

4 接続の基本的ルールの先行的見直し（平成10年から12年）

技術革新と競争環境の進展など電気通信分野における環境の変化は激しく、上述附則第15条による平成12年度を目途とした検討に先立って、接続ルールの重要な見直しがいくつも行われてきた。

（1）長期増分費用方式の導入

指定電気通信設備との接続に関して電気通信事業者が負担する接続料の算定については、従来から会計結果を基礎として算定する実際費用方式が採られていたが、この方式では指定電気通信設備における非効率性を接続料の原価算定上除外することが出来ない点が問題として指摘されてきており、経済理論上非効率性を除外して費用を算定する方式とされる長期増分費用方式を導入する政府の方針が出された。

これを受けて、電気通信審議会答申「接続料算定の在り方について」（平成12年2月9日郵通議第120号）においてその具体的な導入方策の在り方について提言が行われ、これを踏まえた、長期増分費用方式を導入する根拠規定を設ける電気通信事業法の一部を改正する法律（平成12年5月19日法律第79号）及びその具体的な導入方策について規定する接続料規則（平成12年11月16日郵政省令第64号）が制定された。（図表2）

図表2 電通審答申「接続料算定の在り方について」（平成12年2月9日郵通議第120号）における提言と措置内容

指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に関する特別な接続ルール

接続料の算定 導入	長期増分費用方式の 導入	・ 電気通信事業法の一部を改正する法律（平成12年5月19日法律第79号）（電気通信事業法第38条第4項、第10項の追加、第12項の改正） ・ 接続料規則（平成12年11月16日郵政省令第64号）
--------------	-----------------	---

（2）DSLのための接続制度の充実（加入者回線のアンバンドル、コロケーションの実施）

一方、デジタル加入者回線(DSL: Digital Subscriber Line)技術により、

事業者が簡便に調達できる局内設備を既存の電話加入者回線に直接接続することで高速のインターネットアクセスサービスを提供することが可能となり、これを契機として、高速サービスを実現するための、局内設備の設置と加入者回線との円滑な接続のためのルール整備が必要と認識されてきた。

これに関して電気通信審議会答申において出された累次の要望を踏まえ、平成12年9月には、メタルの加入者回線等を細分化（アンバンドル）して接続するための接続料その他の条件や、競争事業者が接続のための局内設備を東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の局舎に設置（コロケーション）するための条件や手続等についてルールの整備が行われた。

図表3 電通審答申（平成11年1月22日郵通議第111号、平成12年2月18日郵通議第126号等）における提言と措置内容

（法令の条項番号はいずれも平成9年～11年当時のもの）

指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に関する特別な接続ルール

<p>建物・管路・電柱の提供 件 の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成11年10月29日郵政省令第94号）（電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の改正） ・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成12年9月13日郵政省令第55号）（電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の改正）
<p>網機能の細分化（アンバンドル）/ 接続料の算定 メタルの加入者回線 等のアンバンドル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成12年9月12日郵政省令第53号）（電気通信事業法施行規則第23条の4第1、第2号の改正）指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則の一部を改正する省令（平成12年9月12日郵政省令第54号）（指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則第5、第12条の改正、第13条の追加）

5 接続の基本的ルールの見直し（平成12年から13年）

- (1) 平成12年10月11日に郵政大臣より電気通信審議会に対して「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の諮問が行われた。
- (2) 同年12月21日、指定電気通信設備の範囲の見直し、光ファイバ設備やデータ伝送サービスに用いられている設備のアンバンドル等を提言する「接続ルールの見直しについて（『電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて』第一次答申）」（平成12年12月21日郵通議第3205号。以下単に「第一次答申」という。）が取りまとめられた。同答申第 章では、提言事項の措置の進め方について次のとおり提言を行っており、これを受けて、移動体通信に係る第二種指定電気通信設備の制度を創設し、第一種指定電気通信設備（従来の指定電気通信設備）を除く設備の接続に関する協定については認可制を届出制に改める電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年6月22日法律第62号）が制定され、又、光ファイバ設備に関するルール整備その他のための省令改正や告示制定等の措置が順次行われてきた（図表4）。

本答申の提言を受けた措置については、次のように進めることが必要である。

- (1) 平成12年中
ISDNから電話への同番移行（文書指導済み）
光ファイバ設備の暫定的なアンバンドル（文書指導）
- (2) 平成13年前半
指定電気通信設備の範囲の見直し等（省令・告示改正）
市場支配力を有する事業者と有しない事業者に関する接続ルールの整備（法律改正）
光ファイバ設備のアンバンドルに関するルール整備（省令改正）
「地域IP網」のアンバンドルに関するルール整備（省令改正）
移動体通信事業者の設定する料金の改善（文書指導）
接続料と利用者料金の先後に関する措置（文書指導）
接続拒否の理由の明示（文書指導、接続約款改正）
- (3) 平成13年後半
市場支配力を有する事業者と有しない事業者に関する接続ルールの整備（省令整備）

図表4 電通審答申「接続ルールの見直しについて」(平成12年12月21日郵通議第3205号)における提言等と措置内容

I S D Nから電話への同番移行	・ N T T東日本・西日本宛「回線切替に係る電気通信番号の使用について」(平成12年11月13日郵電番第3011号)により文書指導
光ファイバ設備の暫定的なアンバンドル	・ N T T東日本・西日本宛「光ファイバ設備の接続について」(平成12年12月21日郵電業第3135号の3)により文書指導
指定電気通信設備の範囲の見直し等	・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成13年4月6日総務省令第59号)(電気通信事業法施行規則第23条の2の改正) ・ 電気通信事業法第38条の2第1項の規定に基づく指定に関する件(平成13年4月6日総務省告示第243号)
市場支配力を有する事業者と有しない事業者に関する接続ルールの整備	・ 電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年6月22日法律第62号)(電気通信事業法第38条の3の追加、旧第38条の3の改正(第38条の4に繰り下げ))
光ファイバ設備のアンバンドルに関するルール整備	・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成13年4月6日総務省令第59号)(電気通信事業法施行規則第23条の4第1項、第2項の改正) ・ 接続料規則の一部を改正する省令(平成13年4月6日総務省令第60号)(接続料規則第4条の表の改正) ・ 電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令(平成13年6月11日総務省令第85号)(電気通信事業法施行規則第23条の4第2項及び接続料規則第4条の表の改正) ・ 電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件(平成13年6月11日総務省告示第395号)
「地域IP網」のアンバンドルに関するルール整備	・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成13年4月6日総務省令第59号)(電気通信事業法施行規則第23条の4第1項の改正) ・ 接続料規則の一部を改正する省令(平成13年4月6日総務省令第60号)(接続料規則第4条の表及び第17条の改正)
移動体通信事業者の設定する料金の改善	・ 携帯電話事業者各社宛文書(平成13年2月6日総基料第21号)により文書指導
接続料と利用者料金の先後に関する措置	・ N T T東日本・西日本宛「接続料と利用者料金との関係等について」(平成13年1月31日総基料第16号)により文書指導
接続拒否の理由の明示	・ N T T東日本・西日本宛「接続料と利用者料金との関係等について」(平成13年1月31日総基料第16号)により文書指導

(3) 第一次答申においては、継続して検討すべき事項として次の5項目を挙げている。本審議会においては、平成13年1月17日よりこの審議を電気通信審議会より承継し、この5項目に新たに意見招請を通じて提起された論点とを併せて審議を行った。

光ファイバ設備について地域毎に異なる接続料を設定することの是非

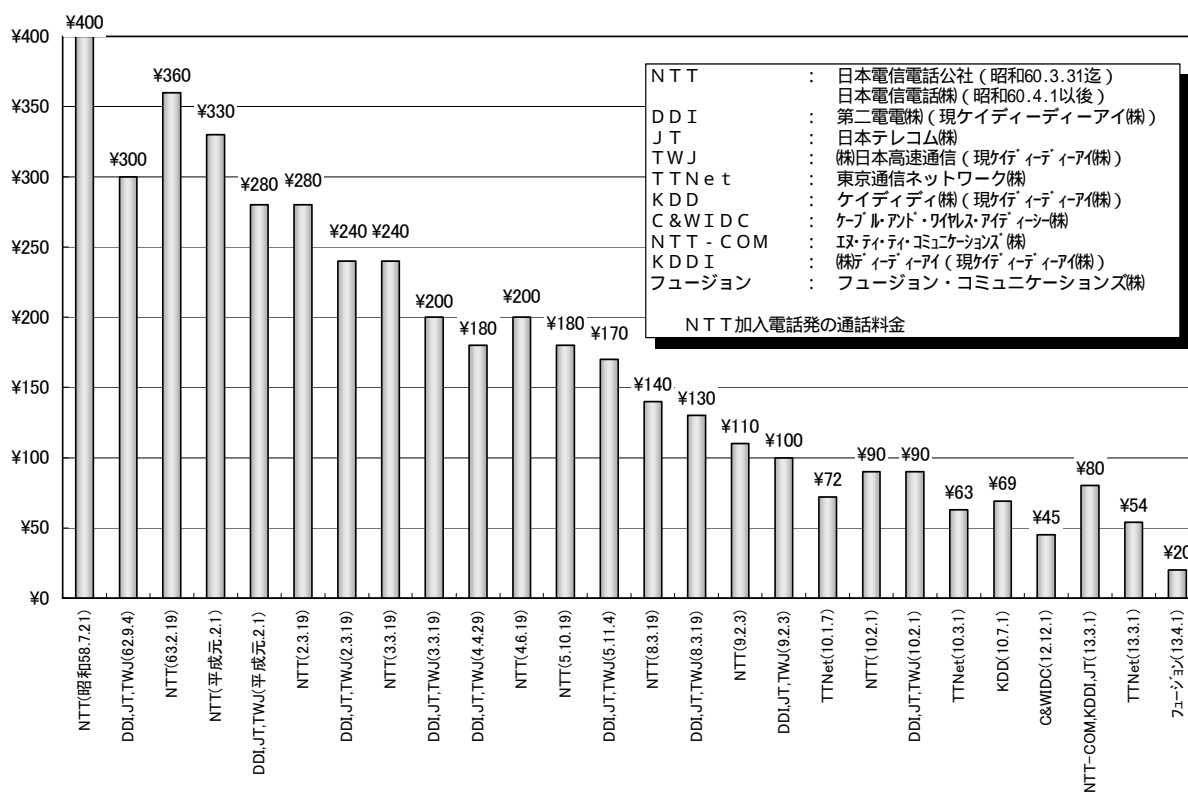
定額の接続料の具体的な算定方式
公衆網における事業者向け割引料金の具体的な考え方
網機能提供計画
接続関連費用の負担の考え方

6 競争の進展と現下の課題

- (1) 接続政策などの競争政策の展開に伴い、事業者間の競争も進展してきた。その結果、昭和60年の競争導入と接続制度の創設の後、先ず市外電話と国際電話の分野で顕著に利用者料金の低廉化が進み、平成13年までに各々9割を超える料金引下げが実現している。(図表5、6)
- (2) 一方、市内電話の分野では、3分間10円(平日昼間)の市内通話料が昭和51年以来長い間維持されてきたが、従来より行われた中継交換機での接続よりも低階位でNTT地域網と接続する加入者交換機接続の実現により平成10年に東京通信ネットワーク株式会社が3分間9円の料金を設定し、料金低廉化の端緒が表れてきた。更に、平成12年度に長期増分費用方式の導入による接続料の低廉化が行われ、13年に優先接続制度が導入されたことを契機として、13年1月から各社の値下げが相次ぎ、その中でNTT東日本・西日本も25年振りの値下げ(1月よりNTT東日本が3分9円、5月より両社が3分8.5円。)に踏み切るに到っている。(図表7)

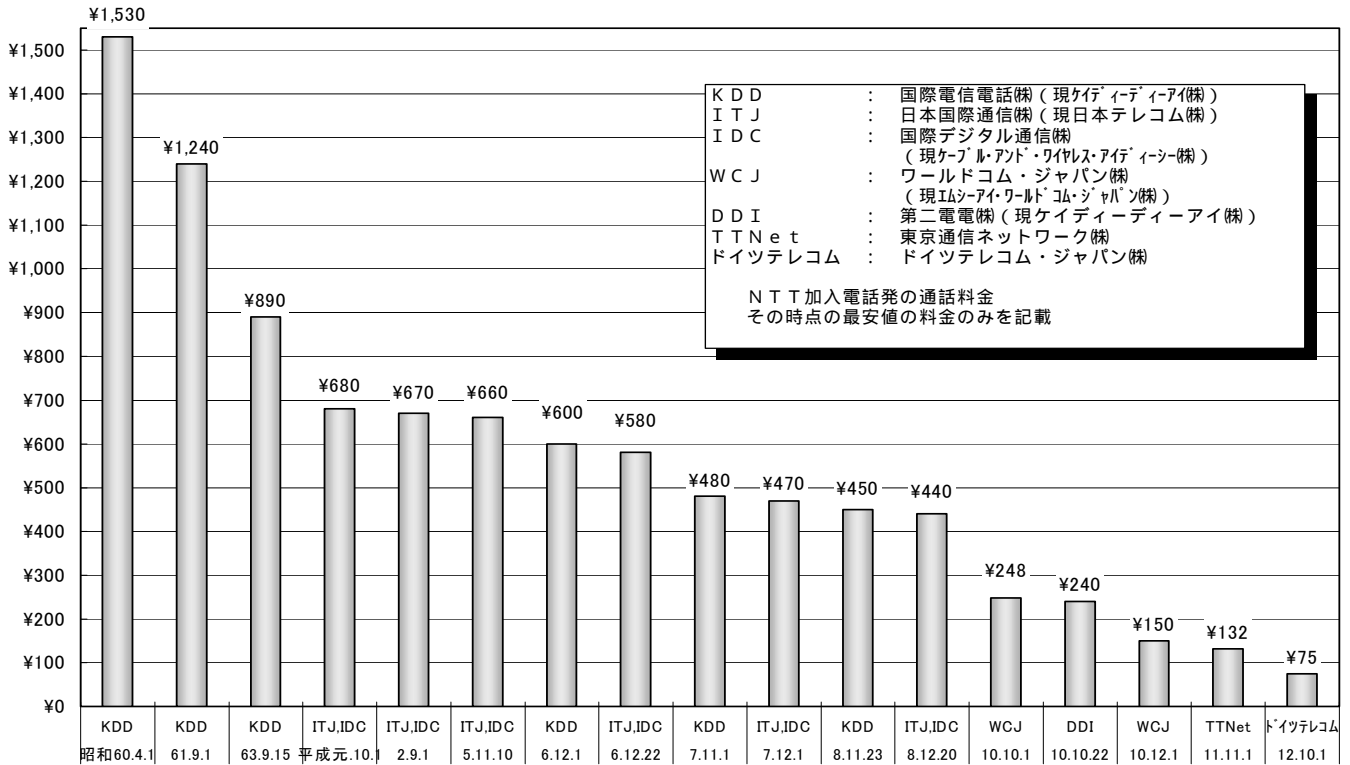
図表5 市外電話の料金低廉化(東京 - 大阪間)

(3分間 平日昼間)



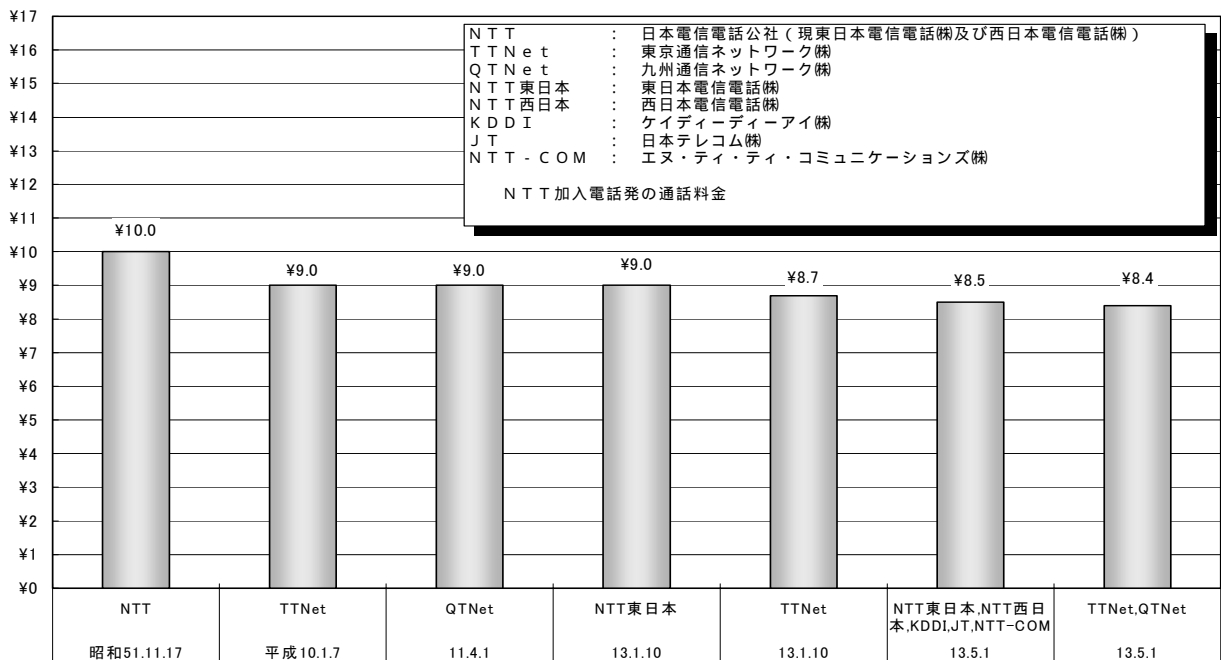
図表6 国際電話の料金低廉化（日 - 米間）

（3分間 平日昼間）



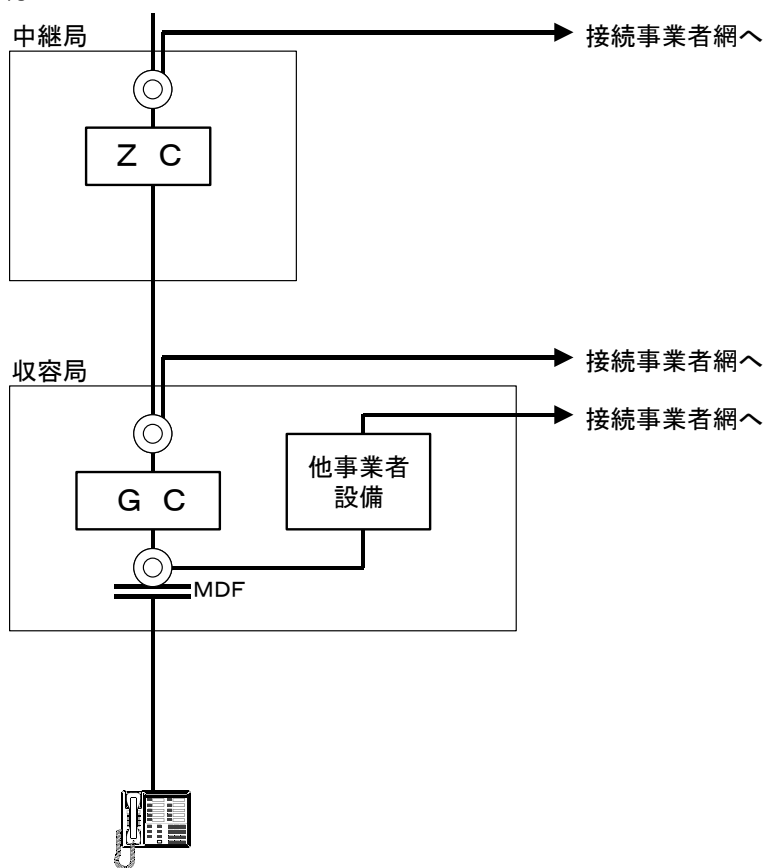
図表7 市内電話の料金低廉化

（3分間 平日昼間）

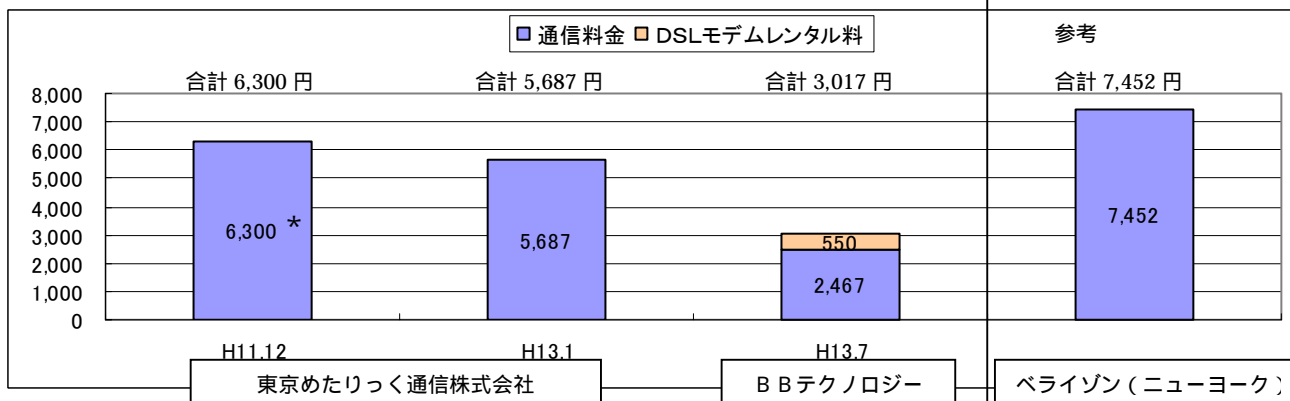


(3) 平成11年から順次行われている端末回線の細分化(アンバンドル)により、競争は更に端末回線のレベルにまで拡大してきている(図表8参照)。主配線盤において電話の加入者回線のみならずに接続することで、交換機を用いずに高速のインターネット接続サービスであるDSLサービスのような新サービスが多様な事業者により実現し、更にその料金の低廉化も進んできた(図表9、10参照)。

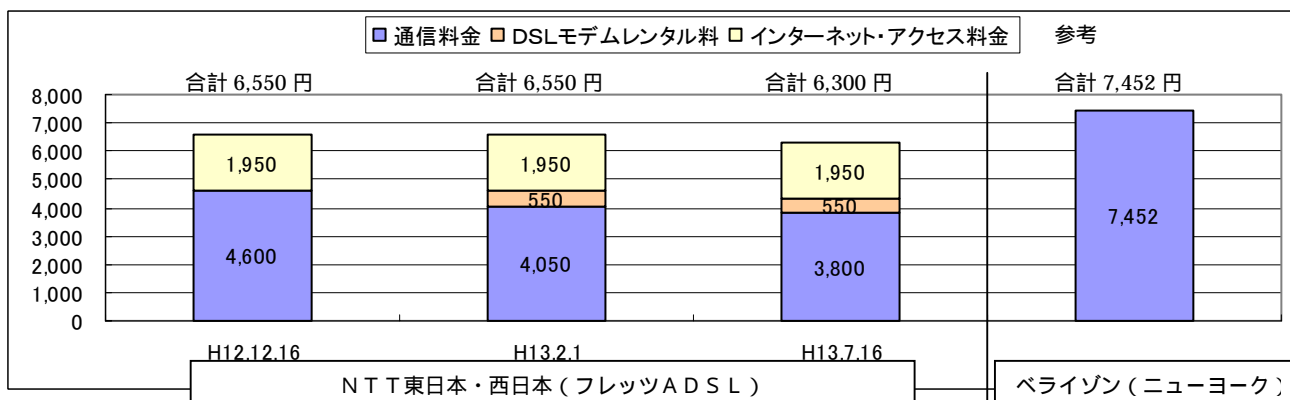
図表8 中継交換機(ZC)、加入者交換機(GC)、主配線盤(MDF)における接続



図表9 ADSLサービス利用者料金の変遷（電話重畳の場合、月額）（例）

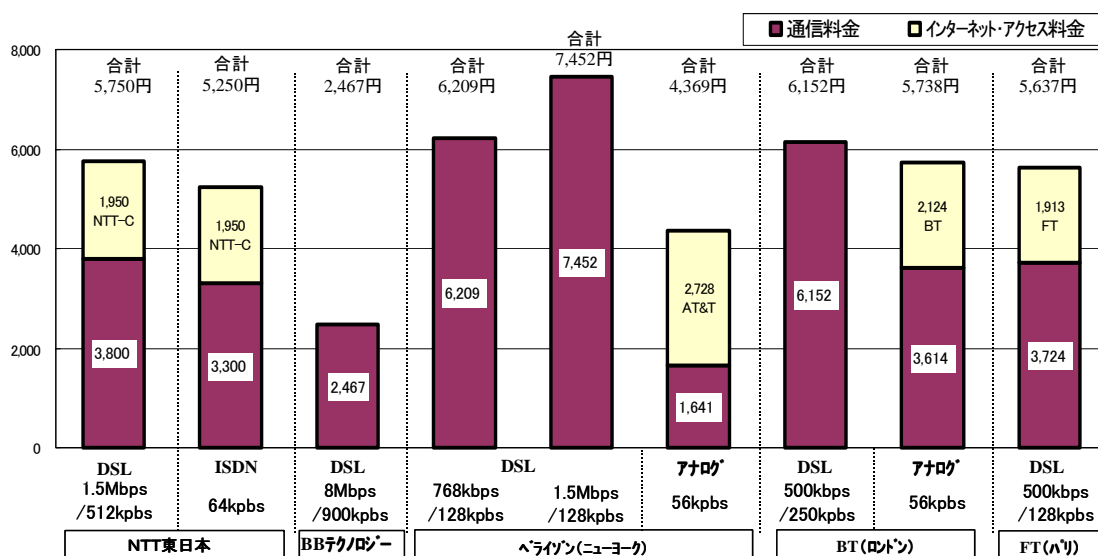


* このうち800円はNTT東日本・西日本の設定する料金



注) 2001年7月16日現在。但し、ベライゾンの料金は、2001年5月時点のもの。為替レートは、2001年5月1日時点のTTS(対顧客売相場)レートにより換算。1米ドル=124.30円

図表10 インターネット常時接続料金の国際比較



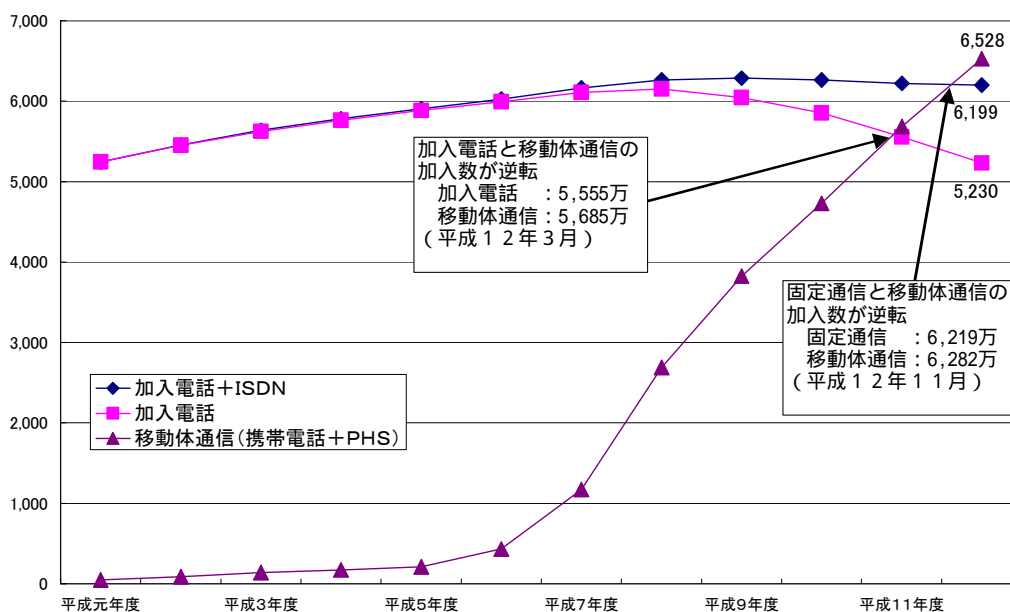
注1) 1ヶ月30日間、1日24時間インターネットに接続したケースを想定

2) 2001年7月16日現在。但し、諸外国の料金は、2001年5月時点のもの。為替レートは、2001年5月1日時点のTTS(対顧客売相場)レートにより換算。1米ドル=124.30円、1英ポンド=180.78円、1仏フラン=16.95円

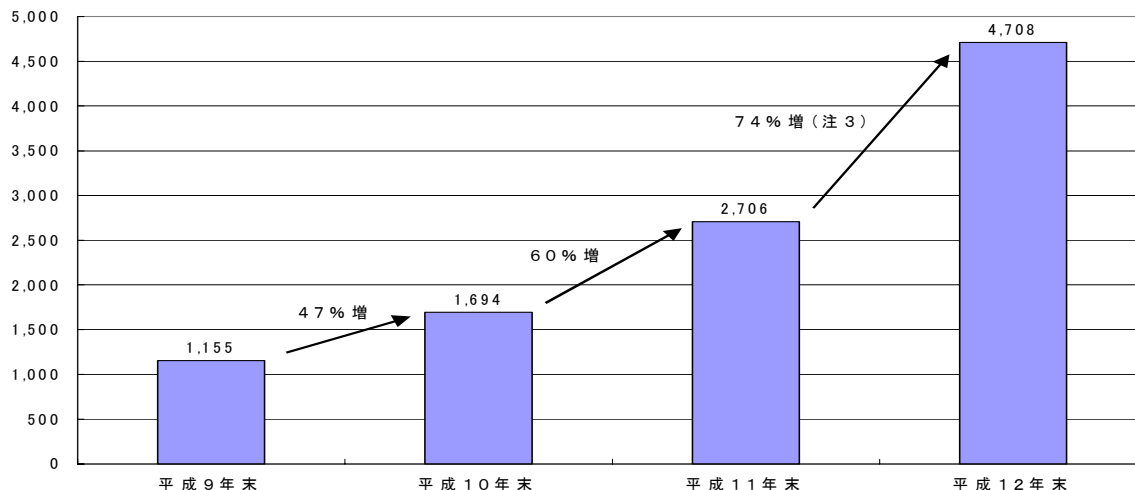
3) ベライゾン (ニューヨーク) のアナログの通信料金は、他の都市との比較に供するため、定額制料金23.66ドルのうち度数制プランの基本料金10.46ドルを差し引き、残りの13.2ドルを通信料金と仮定したもの。

(4) このような 地域への競争拡大に加えて、従来からの固定電話網とは異なる 移動体通信網や IP 網における市場も拡大してきており、競争の公正性を確保するための検討領域もこれらに広がってきている。そして、利用者向けの提供条件と事業者向けの提供条件の関係が公正な競争条件確保のために重要な視点となりつつある。

図表 1 1 移動体通信及び固定通信の加入者数の推移



図表 1 2 インターネット利用者数の推移



注1：総務省報道資料「平成12年(2000年)末のインターネット利用者数」(平成13年4月24日)より引用。
 注2：「インターネット利用者」は「インターネット(ウェブ又は電子メールのどちらかの場合を含む)を、自宅・自宅外をとわず、パソコン、携帯電話その他の端末により利用している人」と定義。
 注3：平成9年末～平成11年末については、15歳以上69歳以下の個人における利用者数、平成12年末においては、15歳以上79歳以下の個人における利用者数であるため、平成11年末と平成12年末は厳密な比較ではない。

第 章 接続制度の現状

第 1 節 接続の確保

1 接続の義務

- (1) 電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」(平成8年12月19日)における提言⁵を受けて、現行の電気通信事業法第38条は、全ての第一種電気通信事業者について接続の請求に応じるべき義務を規定しており、その例外として請求に応じる必要がない3つの場合を列挙して明示している。

【参考1】

電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年6月20日法律第97号)
施行後の電気通信事業法第38条

(第一種電気通信事業者との接続)

第一種電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 二 当該接続が当該第一種電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、郵政省令で定める正当な理由があるとき。

⁵ 同答申では、「利用者利便の増進及び公正かつ有効な競争の促進の観点から、いわゆる公益事業特権を認められて構築される公共的なインフラストラクチャーである第一種電気通信事業者のネットワークについては、国民生活や社会・経済活動の基盤となる公共性の高いものであり、利用者に対する役務提供義務(電気通信事業法第34条)と同様に、正当な理由がある場合を除き、他事業者に対する接続協定の締結を義務づけることが適当である」との提言を行った。

【参考2】

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成9年11月13日郵政省令第81号）施行後の電気通信事業法施行規則第23条

（電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由）

法第38条第3号の郵政省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。
- 二 電気通信設備の接続に応じるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。

- (2) 接続の義務の具体的な適用に関しては、平成12年に光ファイバ設備について、電気通信事業法施行規則第23条第2号との関連で議論が行われ、光ファイバ設備の存在する場合には接続の義務が生じるとの見解が第一次答申に取りまとめられている。⁶ NTT東日本・西日本ではこれに関して、光ファイバ設備との接続の請求に対して拒否する事由を、指定された区間で非現用芯線がない、又は請求に係る利用と両立しない利用予定がある場合であって、新規敷設が技術的又は経済的に著しく困難である場合等とする接続約款の変更を平成13年6月11日に認可申請し、7月6日に認可に関する当審議会の答申が出されている。⁷

⁶ 第一次答申では次のとおり述べている。

「(3) 光ファイバ設備を接続の為に設置する義務について

(略)

一般論で言えば、光ファイバ設備が既に存在する場合には、接続請求に応じる義務があり、光ファイバ設備が存在しない場合にはそのような義務はないと考えることが妥当である。

これをNTT東日本・西日本を念頭において詳述すると、光ファイバ設備のうち中継伝送路設備(交換等設備が設置されている建物同士間に設置される伝送路設備)については、NTT東日本・西日本においては既に全国で敷設が行われていることから、基本的には全国で接続の請求に応じることが求められるものと考えられる。

また、光ファイバ設備のうち端末系伝送路設備については、

(ア) 既に光ファイバが敷設されて即応が可能な地域(例えば饋線エリアに光ファイバが既に設置されているエリアのように、2週間程度で必要な光ファイバ設備の対応を行い得る地域)においては、光ファイバ設備への接続の請求に応じることが求められるものと考えられる。

(イ) 他方で、端末系伝送路設備である光ファイバ設備は敷設の途上にあることから、既に全国で敷設が行われているメタル設備とは異なり、地域によっては、光ファイバ設備の即応が出来ない地域(饋線点までの光ファイバが敷設されていないために、NTT東日本・西日本において新たな敷設工事を行うため短期間での対応が困難な地域)も存在する。

このような地域においては、接続請求に応じる義務において即応可能な地域とは異なった扱いとすることが適当である。

例えば、このような地域で2週間以内での即応を義務付けたり、これに伴う工事費などの適正な費用回収を認めない接続請求に応じる義務を課すことは妥当性を欠くと考えられる。」

⁷ 変更後の両社の接続約款第10条の9第2項では次のとおり規定されている。

- 「2 当社は、前項に規定する申込みがあったときは、次の各号に該当しないと判断した場合は、特別の事情がない限り、申込みの受け付け後1ヶ月以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光回線設備の提供可能時期(接続する光回線設備を特定できる場合にあっては、次条第1項の申込みから当社が当該光回線設備を利用可能とするために要する期間をいい、接続する光回線設備を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光回線設備の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光回線設

2 命令、裁定等の手続

- (1) 接続を事後的に確保する担保措置として電気通信事業法第39条第1項・第2項は接続命令について規定している。ここでは、接続協議に相手側が応じない場合または協議が不調である場合には、一方当事事業者の申立てにより、同法第38条の接続の義務があるとき(第1項)又は公共の利益を増進するために特に必要であると認められるとき(第2項)には接続命令の発動を行い得ることについて規定されている。
- (2) これまでの接続命令の申立て事例は3件あり、公共の利益の観点から1件、接続の義務に該当することから1件命令が発動されている。⁸

図表13 接続命令の申立て事例

フレームリレーサービスに関する事案(電気通信事業法第39条旧第1項(現第2項))

◆ 申立てを行った当事者	日本テレコム株式会社(JT)
◆ 申立て年月日	平成6年10月18日
◆ 事案	JTのデジタルデータ伝送役務(フレームリレーサービス)に係る設備と日本電信電話株式会社(NTT)の専用役務に係る設備との接続協定の締結
◆ 経緯	10月25日 聴聞の開催についてNTTへの通知、 掲示 10月31日 JTからの命令申立ての取下げ及び

備を利用可能とするために要する期間を含みません。)をいいます。以下同じとします。)を別表3(様式)様式第7-3の書面により回答します。(中略)

- (1) 接続申込者が指定した利用区間に係る光回線設備の非現用芯線がなく、かつ、当該利用区間について光回線設備の敷設が技術的又は経済的に著しく困難であるためにその敷設計画がないこと。
- (2) 接続申込者が指定した利用区間に係る光回線設備の非現用芯線について、申込みに係る利用と両立しない利用予定が既にあり、かつ、当該利用区間について光回線設備の敷設が技術的又は経済的に著しく困難であるためにその敷設計画がないこと。
- (3) 当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあること。
- (4) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあること。
- (5) 接続申込者が光回線設備との接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。

⁸ 残る1件(フレームリレーサービスに関する事案)では、一方当事者の申立ての後に他方当事者が接続の請求に応じることとし、接続協定の締結に至ることとなったために、申立ての取下げが行われ、命令の発動はなされなかった。

	J T ・ N T T からの接続協定締結の認可申請
--	----------------------------

VPNサービスに関する事案（電気通信事業法第39条旧第1項（現第2項））

◆ 申立てを行った当事者	第二電電株式会社（DDI） 日本テレコム株式会社（JT） 日本高速通信株式会社（TWJ）
◆ 申立て年月日	平成6年11月8日
◆ 事案	DDI等3社の電話役務に係る設備とNTTの電話役務に係る設備との接続協定のVPNサービス提供のための細目協定の締結
◆ 経緯	11月14日 聴聞の開催についてNTTへの通知、 掲示 12月1日 NTTより聴聞 12月28日 NTTに対して接続協定の締結を命令 ⁹

光ファイバ設備に関する事案（電気通信事業法第39条第1項）

◆ 申立てを行った当事者	日本交信網有限会社
◆ 申立て年月日	平成12年8月11日
◆ 事案	日本交信網の電気通信設備と東日本電信電話株式会社（NTT東日本）の光ファイバ設備との接続協定の締結
◆ 経緯	9月22日 両当事者より手続中断の依頼 10月10日 申立者より手続再開の依頼 10月20日 聴聞の開催についてNTT東日本への通知、掲示 11月6日 NTT東日本より聴聞 11月17日 電気通信審議会に諮問、答申

	NTT東日本に対して接続協定の締結を命令 ¹⁰
--	------------------------------------

注：電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年6月20日法律第97号）により、接続命令に際して審議会への諮問が必要とされた。

(3) また、同法同条第3項から第10項は接続裁定について規定している。ここでは、接続に関する負担額や接続条件等の協定の細目について協議が不調である場合には、総務大臣の裁定を申請することが出来る旨及び関連伝送が規定されている。

(4) 接続裁定は従来は接続命令があった場合にのみ申請できることになってい

⁹ 日本電信電話株式会社宛「電気通信設備の接続について（命令）」（平成6年12月28日郵電業第120号の2）では次のとおり命ぜられた。

「電気通信事業法（以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、VPNサービスの提供のために、貴社の電話役務に係る電気通信設備と第二電電株式会社、日本テレコム株式会社及び日本高速通信株式会社の電話役務に係る電気通信設備を接続することに関して、法第38条第1項の規定による協定を締結すべきことを命ずる。

（理由）

1 VPNサービスは、電話サービスを高度化・多様化するものであり、利用者の利便性を向上させるものであるとともに、本件接続によって、VPNサービスの競争が促進され、利用者には多様な選択の機会が与えられるものであることから、公共の利益を増進するために特に必要であると認められる。

2 当該接続は、日本電信電話株式会社を不等に制約するものではないと認められる。」

¹⁰ 東日本電信電話株式会社宛「電気通信設備の接続について（命令）」（平成12年11月17日郵電業第3090号の2）では次のとおり命ぜられた。

「電気通信事業法（以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、日本交信網有限会社（以下「日本交信網」という。）の申立てに係る貴社の光ファイバ設備と日本交信網の電気通信設備との接続に関して、接続に関する協定の締結の協議の開始を命ずる。

（理由）

1 日本交信網が別紙(略)の申立てにおいて接続を求めている貴社設置の光ファイバ設備(以下「貴社光ファイバ設備」という。)は、接続によって電気通信役務を提供できる状態にある設備と認められ、法第38条の電気通信回線設備として、同条の適用を受けるものである。

2 貴社光ファイバ設備については、

貴社豊四季局・貴社柏局間の中継伝送路については光ファイバ設備の設置が既に行われており、これと接続することが技術的又は経済的に著しく困難であるとは認められない。

貴社柏局に収容する利用者宅又は日本交信網柏局との間、及び貴社豊四季局・日本交信網豊四季局間の端末系伝送路については、貴社は光ファイバ設備の提供自体は可能としており、必要な光ファイバ設備の対応の上で大きな支障が認められず、また、貴社の現行接続約款において日本交信網の請求に係るものと同一の機能について既に接続料を含む規定が設けられていることから、主配線盤での接続が技術的又は経済的に著しく困難であるとは認められない。

3 以上から、本件接続が法第38条各号に掲げる接続の拒否事由に該当するとは認められず、本件接続に関して、貴社が当該申入れに係る電気通信設備の接続の請求に応じないことには理由が認められない。」

たが、電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」(平成8年12月19日)では、「このような仕組みにおいては、裁定手続に要する期間に加えて、接続命令手続に相当の期間を要することとなり、事業者間の紛争の迅速な解決を図り、迅速な接続を確保することにより競争を促進するという裁定制度の趣旨が十分生かされないおそれがある」として、接続の義務の設けられる第一種電気通信事業者の設備との接続に関しては命令前置としないことを提言し、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年6月20日法律第97号)により実現された。

(5) これまでの接続裁定の申請事例は1件あり、コロケーションの場所や関連手続費の額について裁定が行われている。

図表14 接続裁定の申請事例

コロケーションに関する事案(電気通信事業法第39条第3項)

◆ 申請を行った当事者	日本交信網有限会社
◆ 申請年月日	平成12年8月11日
◆ 事案	東日本電信電話株式会社(NTT東日本)の局舎内における日本交信網の電気通信設備の設置の場所及び相互接続点の調査の手続費に係る裁定
◆ 経緯	8月23日 NTT東日本に裁定申請の受理を通知 9月6日 NTT東日本より答弁書提出 9月26日 裁定案を電気通信審議会に諮問、意見招請 10月9日 意見招請締切 10月20日 答申

¹¹ 「電気通信設備の接続の条件について(裁定)」(平成12年10月20日郵電業第3076号)において、次のとおり裁定が行われた。

「1 NTT東日本豊四季局における日本交信網の電気通信設備の設置場所について

NTT東日本は、同社豊四季局の地下1階に日本交信網がその電気通信設備を設置することを認めるものとする。

(理由)

日本交信網はその電気通信設備を、NTT東日本豊四季局内において主配線盤(MDF)の設置される地下1階に設置することを要望している。当該地下1階には当面他の用途での利用予定がなく、日本交信網の希望する電気通信設備の設置に十分な広さの空き場所が存在し(別添参照 略)かつその場所でコロケーションを行うことでNTT東日本等の電気通信回線設備を損傷したり、その機能に障害を与えたりする特段のおそれがあるとは認められない。

2 「相互接続点の調査」の費用負担額について

NTT東日本が同社豊四季局において行った「相互接続点の調査」について日本交信網に負担を求める費用総額は、61,908円を超えない額とする。

(理由) (略)

- (6) この他、電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」(平成8年12月19日)では、「現行業務改善命令要件を抜本的に見直し、円滑な接続を阻害する反競争的な行為に対し、的確に対応することを可能とする」ことを提言しており、これを受けて、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年6月20日法律第97号)により改正された電気通信事業法第36条第4項¹²において、第一種電気通信事業者が接続について不当な業務運営を行っている場合には業務改善命令の発動を行い得ることについて規定されている。¹³
- (7) なお、電気通信審議会答申「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～」(平成12年12月21日郵通議第3204号)の提言¹⁴を受け、平成13年6月に公布された電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年6月22日法律第62号)では、電気通信事業法に第88条の2から第88条の20までを追加する等により電気通信事業紛争処理委員会を設置し、電気通信事業者が接続に関する協定の締結に関して協議不調のときは斡旋(あっせん)や仲裁を申請することが出来ることとし、その手続等について規定している。

¹² 改正当時は第5項。

¹³ 電気通信事業法第36条第4項では、「総務大臣は、…第一種電気通信事業者が電気通信設備の接続…について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他これらの業務に関し不当な運営を行つていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは」業務改善命令を発動し得る旨の規定が設けられている。

¹⁴ 次のとおり提言を行っている。

「ウ 紛争処理機能の拡充

接続制度については、DSL事業者等のためのコロケーションルールや加入者回線のアンバンドルルールのように新しいルールが今後とも多数整備されると予想されること、来年5月から優先接続が開始されることなどから、ルールの具体的適用をめぐって、今後一層事業者間のトラブルが頻発するおそれがあり、事業者間の紛争をより迅速かつ簡易な手続により解決するニーズが増大すると考えられる。

このため、現行の接続等に係る「裁定」に加え、より簡易で迅速な当事者間の合意形成を促進するための「あっせん」「調停」手続を新たに整備する必要がある。

また、これらの事業者間の紛争処理を公正・中立的な手続で迅速に行うため、例えば、「電気通信紛争処理委員会(仮称)」の設置など、通常の許認可等を処理する組織とは独立して、部外の専門家(法律や会計、技術の専門家)により構成された紛争処理機能を専門に担う組織(いわゆる「8条機関」)を早急に整備することが必要である。紛争処理機関の実効性を高める見地からは、一定の場合に当該組織に調査権限、大臣への勧告権限を付与することも視野に入れた検討が必要である。」

第2節 指定電気通信設備

1 指定電気通信設備制度の創設

- (1) 電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」(平成8年1月19日)は、「加入者回線を相当な規模で有する事業者のネットワークへの接続は、他事業者の事業展開上不可欠であり、また、利用者の利便性の増進の観点から極めて重要なものとなっている」とし、「このようなネットワークへの透明、公平、迅速かつ合理的な条件による接続を確保することにより、競争を促進し、かつ、透明な接続ルールを策定」することを提言した。
- (2) これを受け、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年6月20日法律第97号)により電気通信事業法第38条の2に基づく指定電気通信設備¹⁵の制度が創設された。
- (3) 電気通信事業法第38条の2第1項では、指定電気通信設備は、「総務省令で定めるところにより」、端末系伝送路設備(加入者回線)及び「これと一体として設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるもの」について指定がなされることとされている。これを受けて、電気通信事業法施行規則第23条の2においては、端末系伝送路設備については 固定端末系伝送路設備のうちから指定が行われ、「これと一体として設置される電気通信設備」については 端末系交換等設備、 中継系交換等設備、 市内伝送路設備、 中継系伝送路設備、 情報の管理・役務の制御を行うための設備、及びその他の不可欠設備のうちから指定が行われることを規定している。

¹⁵ 電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年6月22日法律第62号)の施行後には第一種指定電気通信設備となる。

2 平成9年告示による指定及びその承継

- (1) 指定電気通信設備については、平成9年に最初の指定が行われ、「電気通信事業法第38条の2第1項の電気通信設備を指定する件」(平成9年12月24日郵政省告示第674号)により、各都道府県ごとに2分の1を超える固定端末系伝送路設備を設置する事業者が全都道府県においてNTTであったことから、全都道府県においてNTTの設置する、1(3)で挙げたの固定端末系伝送路設備、 から の設備のうちNTTが「音声伝送役務」・「専用役務」の提供に利用するもの、及び のうち公衆電話機及び付随設備、番号案内・手動通信用の交換機等、その他が指定された。
- (2) 平成11年7月1日からは、「日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置及び関係政令の整備に関する政令」(平成11年5月28日政令第165号)第4条第7項により、上記告示による指定電気通信設備を承継したNTT東日本・西日本が、NTTより指定電気通信設備の設置者の地位を承継した。

3 平成13年告示による指定

- (1) 指定電気通信設備の見直しについては第一次答申において提言が行われた。同答申第 3 章第 3 節では、「設備のボトルネック性は、本来指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者がその設備をどのような役務に用いているかとは無関係に判定されるべきであり、役務の種類とは切り離して、ボトルネック性の有無を検討することが適当である」とし、役務の種類によらずに指定を行うべきことが適当とされた。
- (2) これを受けて、平成9年の告示は廃止され、新たに「電気通信事業法第38条の2第1項の規定に基づく指定に関する件」(平成13年4月6日総務省告示第243号)が定められた。
- (3) 同告示では、各都道府県ごとに2分の1を超える固定端末系伝送路設備を設置する事業者が、図表15のとおりNTT東日本・西日本であったことから、両社の設置する次の設備について指定電気通信設備の指定が行われた。これにより、1(3)で挙げた から の設備において、従来は含まれなかった「データ伝送役務」の提供に利用するものも指定電気通信設備に含まれることとされた。

固定端末系伝送路設備

端末系・中継系交換等設備

➤ ルータにあっては他事業者設備への振り分けの機能を有するもの及びこれと相互に対向するものに限る。

➤ DSLAM¹⁶(G.992.2 Annex C準拠)及びスプリッタにあってはコロケーションができない場所に設置されているものに限る。

市内交換局間、市内交換局・中継交換局間の伝送路設備

信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

番号案内用のデータベース、サービス制御局、サービス制御統括局

PSM¹⁷、PHS端末認証等用のサービス制御局、サービス制御統括局

公衆電話機及び付随設備

番号案内・手動通信用の交換機、案内台装置、伝送路設備

他事業者の設備との間に設置される伝送路設備

¹⁶ Digital Subscriber Line Access Multiplexer の略。

¹⁷ P system Subscriber Module の略。

図表 1 5 全固定系加入者回線に占める N T T 東日本・西日本の加入者回線数
(平成 1 1 年度末)

	N T T 東日本・西日本の 加入者回線数	比率	N C C の加入者回線数
北海道	3,422,602	99%	43,647
青森	743,762	99%	4,480
岩手	703,907	99%	4,371
宮城	1,297,408	99%	18,783
秋田	593,191	100%	2,761
山形	584,810	99%	6,246
福島	1,042,342	99%	5,894
茨城	1,504,518	99%	13,297
栃木	1,031,661	99%	9,694
群馬	1,093,182	99%	9,466
埼玉	3,582,465	99%	19,370
千葉	3,208,497	99%	24,881
東京	10,963,798	98%	208,717
神奈川	5,190,190	99%	54,938
新潟	1,260,365	99%	7,579
富山	586,225	98%	13,357
石川	677,258	98%	16,084
福井	435,209	99%	6,509
山梨	499,350	99%	4,789
長野	1,276,989	100%	4,725
岐阜	1,061,180	100%	3,717
静岡	2,068,641	99%	24,769
愛知	3,972,631	99%	44,790
三重	964,453	99%	10,711
滋賀	666,221	100%	2,726
京都	1,594,795	99%	11,668
大阪	6,418,719	99%	72,453
兵庫	2,631,396	99%	16,401
奈良	724,893	100%	1,888
和歌山	596,383	100%	1,917
鳥取	321,266	99%	2,434
島根	394,813	99%	2,774
岡山	1,078,907	99%	10,055
広島	1,697,090	98%	35,350
山口	860,556	99%	6,308
徳島	439,144	99%	2,681
香川	586,504	99%	7,025
愛媛	834,150	99%	4,275
高知	466,635	100%	2,045
福岡	2,861,363	99%	16,761
佐賀	360,518	100%	1,416
長崎	780,619	100%	1,975
熊本	920,063	100%	2,452
大分	674,697	100%	1,698
宮崎	622,505	100%	1,195
鹿児島	959,315	100%	1,951
沖縄	631,640	99%	5,793
合計	74,886,826	99.0%	776,816

4 移動体通信事業者設備の扱い

- (1) 指定電気通信設備に移動体通信事業者設備を含めるか否かについては、平成8年の電気通信審議会における審議の当時から議論があった。電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」(平成8年12月19日)においては、移動体通信事業者の扱いは、
移動体通信事業者は基地局間又は基地局と交換局間の伝送路を有していないこと、
移動体通信事業者が扱う通信の殆どは固定通信事業者との間のものであり、固定通信事業者への依存度が高いこと、
から、指定電気通信設備の対象は当面固定通信事業者に限ることとし、指定電気通信設備の定義は平成12年度を目途とする接続ルールの見直し時に実態を踏まえて見直すことが適当とされた。
- (2) 規制緩和推進3か年計画(改定)(平成11年3月30日閣議決定)同(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)では、「NTTドコモと他社との接続について、その円滑化を図る必要が生じた場合には、公平・透明な接続を確保するものとし、その接続の在り方を早急に検討する」こととされ、これについても接続ルールの見直しの中で検討することとされた。
- (3) これらを受けて、第一次答申では、移動体通信事業者の設備は、
「移動体通信市場においては、固定網とは異なり、電気通信設備を設置する事業者が地域単位に3以上存在すること」、
「固定網とは異なり、複数の移動体通信事業者が加入者回線を含め自ら設備を構築しており、且つその設備も各社が遜色なく全国にエリア拡大されており、加入者線を含めたネットワークの代替性が存在していること」、
「移動体通信事業者の加入者や、その扱う通信量が移動体間の通信も含めて増えているが、それでも移動体間の通信は全体の5分の1以下(平成11年度)にとどまっており、また、固定網が各家庭や事業所への最終通信手段(ラストリゾート)となっているのに対し、移動体網は主として個人単位でのオプションな通信手段として普及拡大しており、単純な量的拡がりで見られるよりも移動体のボトルネック性は弱いこと」
から、不可欠設備とは言えないとした。

- (4) 第一次答申は、一方で「移動体通信市場において市場支配力を有すると認定された事業者については、接続政策の観点からは、当該事業者が多数の加入者を直接収容することから、他の事業者は当該事業者との接続を行わなければ多数の加入者との間で通信が行えないことになるので、当該事業者の設定する接続条件如何によっては市場に参入し、サービスを継続すること自体が困難となる」として、「市場からの排除がないようにするための最低限の担保措置として、接続料を含む接続条件に関して透明性をより確保することを基本としたルールの整備が必要と考えられる」との提言を行った。
- (5) 上記提言を受け、移動体通信設備について第二種指定電気通信設備の制度を創設する規定を盛り込んだ、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年6月22日法律第62号)¹⁸が制定され、¹⁸平成13年中に施行されることになっている。

¹⁸ 同法律では電気通信事業法に新第39条の3を追加し、「その一端が特定移動端末設備(中略)と接続される伝送路設備のうち同一の第一種電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該第一種電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する設備であつて総務省令で定めるものの総体」について第二種指定電気通信設備として指定されること、これを設置する第一種電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備との接続に関し、接続約款を定め、これを届出、公表しなければならないことを規定すると共に、当該接続約款の変更命令の規定を設けている。

第3節 接続料

1 接続料の創設

- (1) 電気通信事業法の制定当初は、新規参入事業者がNTT地域網との接続を行う場合には、全てのサービスについてそれぞれの役務提供区間毎に各々の事業者が利用者向け料金（所謂「ぶつ切り料金」）を設定しており、事業者間での精算料金である接続料の支払いはなかった。
- (2) 平成3年に郵政省よりNTTに対して、「日本電信電話株式会社と長距離系NCCとの間の接続条件等の改善について」（平成3年8月6日郵電業第76号）により、「NTTの事業部制導入に伴い、平成5年に地域通信事業部の収支等のコストデータが整備されることから、これらを踏まえ、平成6年4月頃を目途に新たな事業者間接続料金制度を導入する」ことが求められ、長距離電話会社がNTTの役務提供区間も含めて通話料を設定する所謂エンドエンド料金の設定が平成5年度より試行的に、次いで平成6年度より本格的に実施された。
- (3) これに伴い設定された接続料は、平成6年度においてはNTTの利用者向け通話料を基礎に単純換算されたものであった。
- (4) 平成7年に郵政省からNTTに対して「NTT地域通信網との接続協議の手順等の明確化について」（平成7年2月23日郵電業第165号）が発出され、「他の電気通信事業者に負担を求める接続費用（ソフト開発費用を含む。）について、一般の利用者への役務提供に要する費用との費用構造上の相違を反映した算定方法に関する貴社としての具体的な導入案を早急にとりまとめること」が求められた。NTTからはこれを受けて報告（「事業者間接続料金の設備要素ごとの費用の内訳及び費用範囲の明確化について」（平成7年11月28日相接第308号））が行われ、そこにおける考え方及び事業者間の協議結果を反映させる形で、平成7年度・8年度各々の接続料改定に際して、接続料の費用範囲の見直しが行われた。¹⁹

¹⁹ 平成7年度の接続料では、個別利用者対象の販売促進活動にかかる費用、テレホンカード販売委託費、個別サービスの広告費用、医療研究費用、NTTグループ経営戦略等の企画業務に要した費用、企業通信試験研究費等が費用範囲から除外された。平成8年度の接続料では更に、宣伝費用（会社全体のイメージ広告等）、利用者向けLAN構築にかかる試験研究費等が費用範囲から除外された。

2 接続会計に基づく接続料算定制度の創設

- (1) 接続料の原価算定における費用範囲の考え方については、接続会計を設定することで、より厳密にこれを定めることが電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」(平成8年12月9日)において提言された。²⁰
- (2) これを受けて、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年6月20日法律第97号)、指定電気通信設備接続会計規則(平成9年12月19日郵政省令第91号)²¹、指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則(平成9年12月19日郵政省令第92号)²²により、指定設備管理部門²³と指定設備利用部門²⁴からなる接続会計の創設と、指定設備管理部門の費用を基礎とした接続料の原価算定について法令の整備が行われた。²⁵これに基づい

²⁰ 第4節1(3)において、次のとおり接続料の原価算定に含まれる費用範囲の明確化について述べている。

「具体的には、接続料金原価は、接続会計において設備の区分ごとに集計・区分した不可欠設備管理部門の費用を基礎として算定しなければならないこととする。これにより、営業費は接続に関連がないため原則的に接続料金原価から除外される。また、試験研究費についても、不可欠設備の管理運営に要することが明確にされたもののみが接続料金原価に算入され、それ以外の部分は原価から除外される。

さらに、保守費や不可欠設備管理部門と他部門との間の共通費・間接費等の費用も、接続会計におけるABC手法の導入などにより、「接続との関連性」を厳密に反映して各設備の区分毎に適正に帰属させることとする。」

これを踏まえて接続会計の枠組みについて検討する「電気通信事業接続会計研究会」が郵政省において開催され、その報告書が平成9年9月に公表された。

²¹ なお、接続会計の取扱の細則については、NTT宛「指定電気通信設備接続会計規則の取扱等について」(平成10年6月19日電業第37号)(NTT東日本・西日本宛「従来より対処を求めていた事項について」(平成12年9月19日郵電業第3074号の3)により現在はNTT東日本・西日本について適用。)が発出されている。

²² 平成12年11月に廃止され、現在は接続料規則が適用されている。

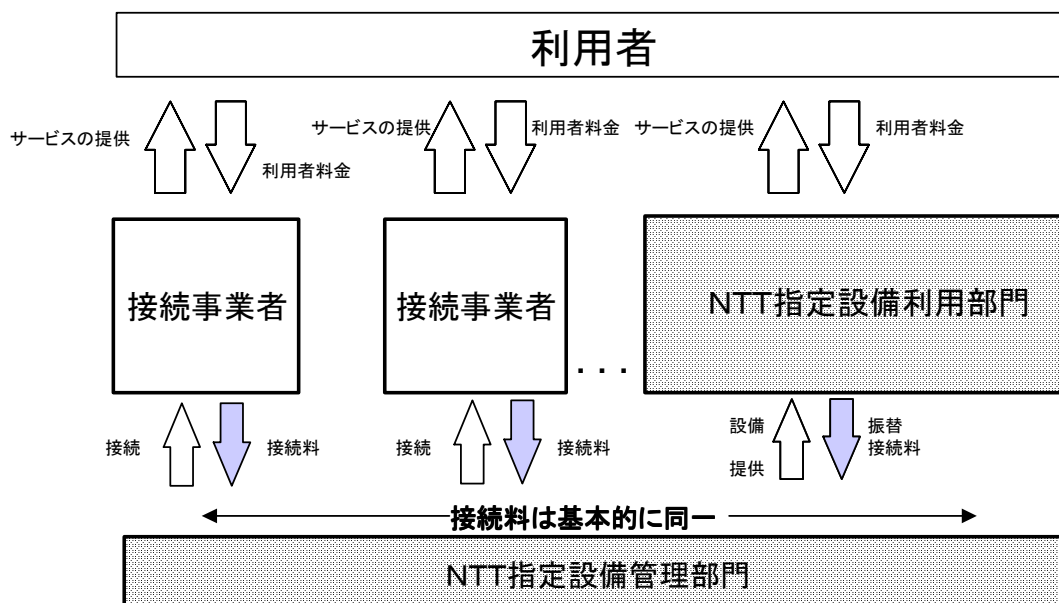
²³ 指定電気通信設備及びその管理運営に必要な資産及び費用並びに当該設備との接続及び当該設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位。

²⁴ 電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動(指定電気通信設備及びその管理運営を除く。)に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位。

²⁵ これらの法令整備に際して議論が収束していなかった接続料の原価算定に用いる自己資本利益率の算定方法については、平成10年度に到って、資本資産評価モデル(CAPM: Capital Asset Pricing Model)的な手法により算定される期待自己資本利益率(過去5年間の平均値)及び利用者向け料金において採られた自己資本利益率の値を勘案して決定する旨が定められ(電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する達(平成10年11月24日達第12号))、平成10年度の接続料の原価算定に反映された。この規定は、指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則の一部を改正する省令(平成11年10月29日郵政省令第93号)により省令に移行しており、その際に上記期待自己資本利益率は過去3年間の平均値を用いることとされ、平成11年度の接続料の原価算定に反映された。接続料規則(平成12年11月16日郵政省令第64号)の制定に際しては、上記期待自己資本利益率(過去3年間の平均値)又は他産業の主要企業の平均自己資本利益率(過去5年間)のいずれか低い方を上限とした合理的

て、平成 1 1 年度の再計算より接続会計に基づく接続料の算定が行われている。接続会計の導入の他様々な取組によって平成 6 年度から平成 1 1 年度にかけて接続料は 4 6 パーセントの引下げ(中継交換機接続で 3 分間通話した場合)が実現している。

図表 1 6 接続会計の概念図



な値とすることに改められ(接続料規則第 1 2 条第 3 項、第 4 項)、平成 1 2 ~ 1 4 年度の接続料の原価算定に反映された。

3 長期増分費用方式の導入

(1) 接続料の算定については、従来からの実際費用方式では指定電気通信設備における非効率性を接続料の原価算定上除外することが出来ない点が問題として指摘されていた。

(2) そこで、経済理論上非効率性を除外して費用を算定する方式と解されている長期増分費用方式²⁶を導入する方針が平成10年の「規制緩和推進3か年計画」等により政府の方針として出された。²⁷²⁸そして、これを受けて、平成12年に電気通信審議会答申「接続料算定の在り方について」(平成12年2月9日郵通議第120号)においてその具体的な導入方策の在り方について提言が行われた。

(3) この審議会の提言を踏まえて長期増分費用方式を導入する根拠規定を設ける電気通信事業法の一部を改正する法律(平成12年5月19日法律第79号)が制定され、更にその具体的な導入方策について規定する接続料規則(平成12年11月16日郵政省令第64号)が制定された(平成12年11月18日施行)。²⁹長期増分費用方式は次の表のとおり、平成12年度の接続

²⁶ 電気通信審議会答申「接続料算定の在り方について」(平成12年2月9日郵通議第120号)では、「長期増分費用方式は、ネットワークを現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を利用する前提でコストを算定するものであり、独占的な地域通信網の提供における不効率性を排除した競争価格の水準を示すものと経済理論上は解されている」とされている。

²⁷ 次のとおり方針が出された。

「規制緩和推進3か年計画」(平成10年3月31日閣議決定)

「長期増分費用方式の導入について、平成10年度の接続会計の結果を踏まえて、平成11年度末までを目途に関係者の意見調整を図り、その取扱いを決定するなどの措置により、接続料の引下げを促進する。」

「規制緩和及び競争政策に関する日米間の強化されたイニシアティブ 第1回日米共同現状報告」(平成10年5月15日)

「日本政府は、出来るだけ早期に接続料に長期増分費用方式を導入することができるよう、所要の電気通信事業法改正案を2000年春の通常国会に提出する意図を有する。」

「規制緩和推進3か年計画」(平成11年3月31日閣議決定)

「長期増分費用方式について、できるだけ早期に導入することができるよう、平成12年春の通常国会に所要の法案を提出する。」

²⁸ 長期増分費用方式では、接続料原価の算定の基礎となる費用と資産を技術モデル(長期増分費用モデル)により求めることとなるが、その長期増分費用モデルの構築については、郵政省において開催された第1次「長期増分費用モデル研究会」(平成9年3月27日~平成11年9月17日)で検討された。

²⁹ 省令の制定に先駆けて、長期増分費用方式の具体的な導入方策に関して言及する「規制緩和及び競争政策に関する日米間の強化されたイニシアティブ 第3回日米共同現状報告」(平成

料から導入されており、これによってNTT東日本・西日本の接続料収入額のうち約57%³⁰を占める部分について長期増分費用方式が適用されることとなった。

図表17 接続料の単位である機能の区分と機能毎の接続料の原価算定方式

機能の区分	説明	原価算定方式
一 端末回線伝送機能	加入者回線（ドライカップ）	実際費用方式（*1）
	加入者回線（電話重畳）	実際費用方式（*1）
	PHS基地局回線	実際費用方式（*1）
	光ファイバ回線（ダークファイバ）	実際費用方式（*3）
	専用線端末回線	実際費用方式（*2）
二 端末系交換機能	GC交換機	長期増分費用方式(但し番号ポータビリティについては実際費用方式(*3))
	優先接続機能	実際費用方式（*3）
三 I インタフェース加入者モジュール折返し機能	ISM（定額）	実際費用方式（*3）
四 市内伝送機能	GC-GC回線	長期増分費用方式
五 中継系交換機能	ZC交換機	長期増分費用方式
六 中継伝送機能	GC-ZC回線（共用型）	長期増分費用方式
	GC-ZC回線（専用型）	実際費用方式（*2）
	光ファイバ回線（ダークファイバ）	実際費用方式（*3）
六の二 ルーティング伝送機能	地域IP網	実際費用方式（*3）
七 通信路設定伝送機能	専用線	実際費用方式（*2）
八 信号伝送機能	信号網	長期増分費用方式
九 呼関連データベース機能	呼関連データベース	実際費用方式
十 番号案内機能	番号案内	実際費用方式（*4）
十一 手動交換機能	オペレータによる交換	実際費用方式（*4）
十二 公衆電話機能	公衆電話	実際費用方式（*1）
十三 端末間伝送等機能	キャリアズレート	実際費用方式（*5）

*1：加入者回線のモデルについて、地中化の実態を踏まえる必要。

*2：専用線についてモデル作成が行われていない。

*3：新しい機能であり、モデル作成が行われていない。

*4：平成10年度に行われた全面委託化が長期増分費用モデルに反映されていない。

*5：利用者料金からの割引により算定。

11年7月)が平成12年7月22日の日米首脳会談において日米両首脳に対して報告されている。

³⁰ NTT東日本・西日本による平成12年度についての予測値。

(4) 長期増分費用方式の具体的な導入方策としては、饋線点RT (Remote Terminal: 遠隔収容装置)のコストを加入者交換機の接続料の中で回収する、『長期増分費用モデル研究会報告書』(平成11年9月)で提言された長期増分費用モデルのケースAを原価算定の基礎として採用することとされ(接続料規則別表第一の一) 次のとおり、平成12年度から14年度までの段階的实施を可能とすることとされた。(接続料規則附則第7条から第10条、第16条)

平成10年度の接続料との比較で、加入者交換機(GC)接続 22.5%、中継交換機(ZC)接続 60.1%の引下げを行うこと(具体的には平成10年度トラヒックの使用を可能とすること)。(附則第7条)

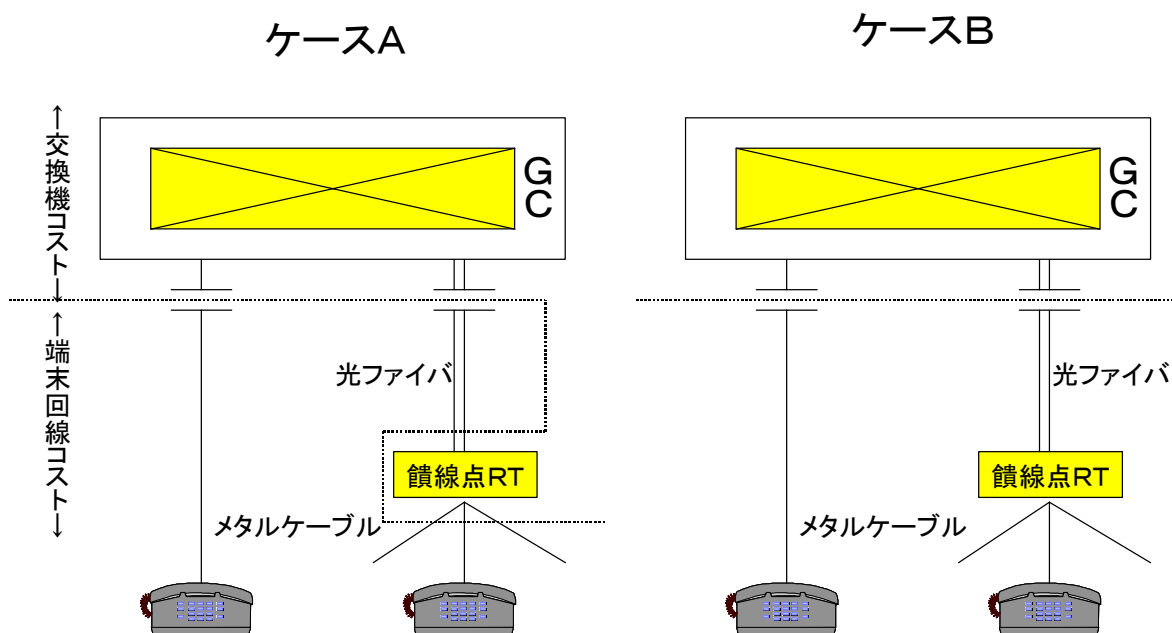
3年間での段階的实施を可能とすること。(図表19参照)(附則第8条第1項、同第9条)

の場合の前半2年間に前倒し実施する具体的な方法(最低限の前倒し率)。(附則第8条第2項)

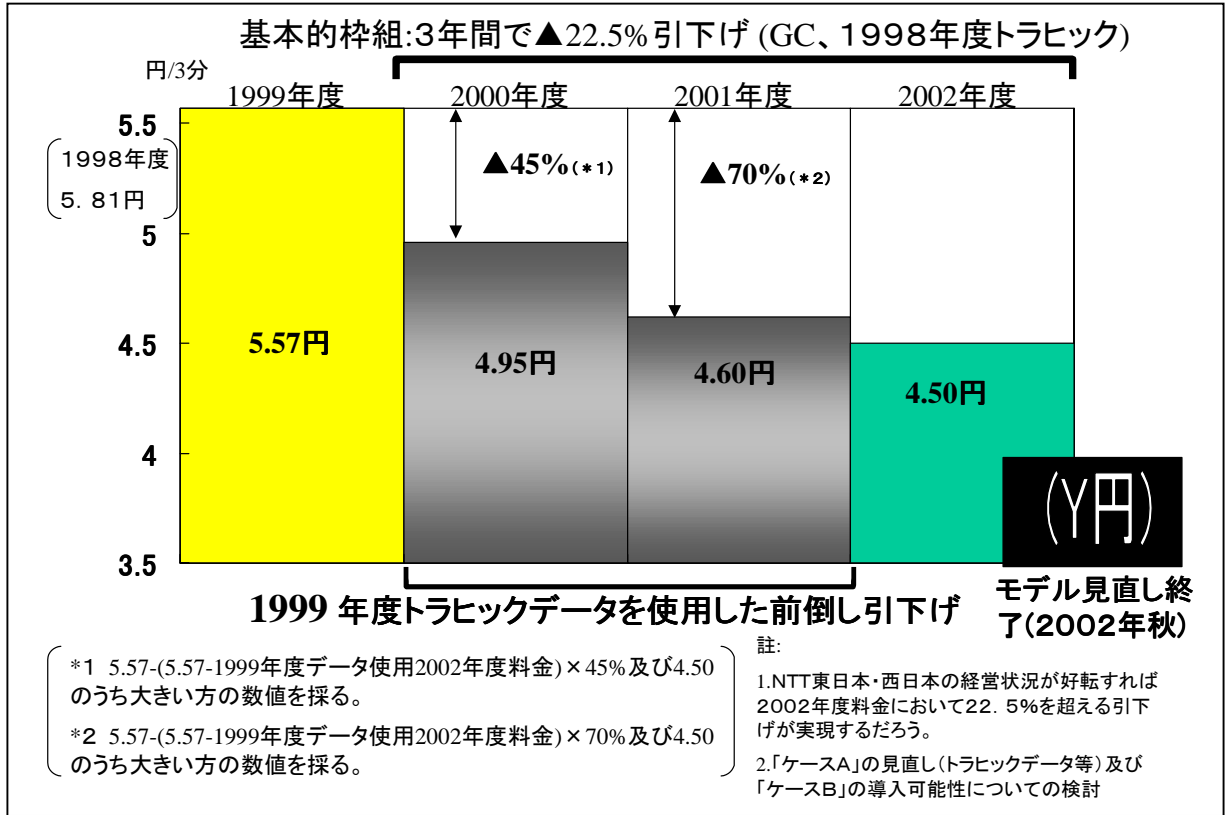
平成12年度接続料を平成12年4月1日に遡及適用することを可能とすること。(附則第10条)

平成14年秋(省令施行後2年を目途)に見直しを行うこと。(附則第16条)

図表18 ケースA・ケースBの考え方



図表19 長期増分費用方式の段階的实施(GC接続の場合)

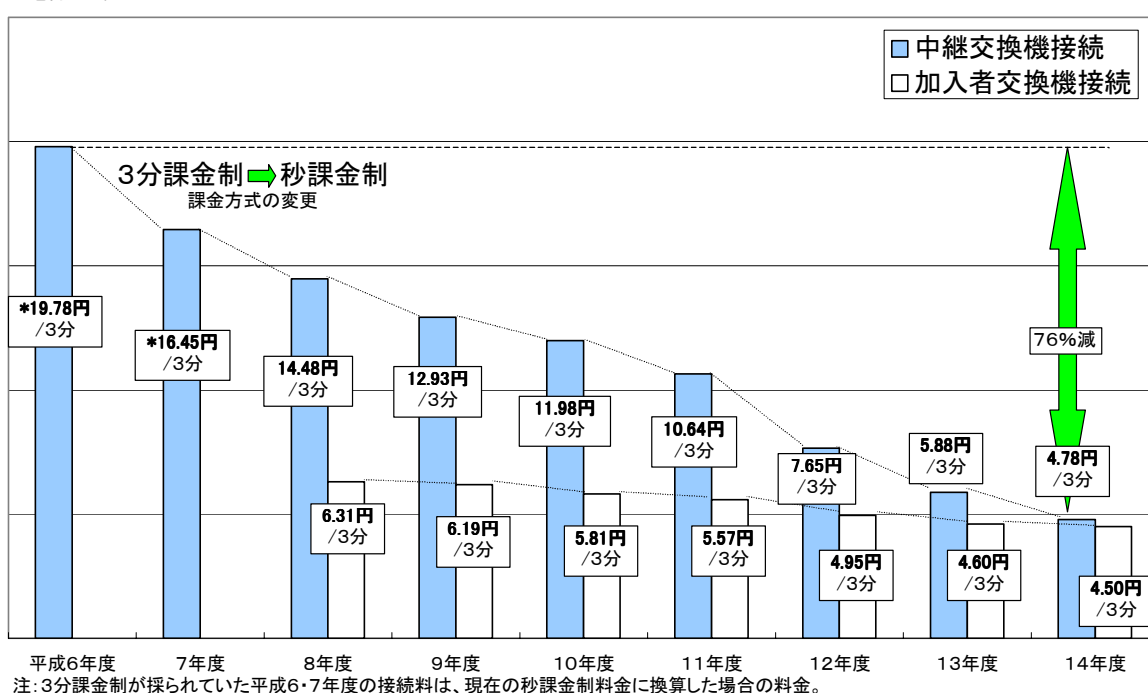


4 長期増分費用方式における見直し

- (1) 接続料の水準は上述のとおり、平成6年度以来の制度の改正や費用削減、トラヒック増を受けて引き下げられてきたが、中継系事業者等の接続事業者の接続料負担は依然として少なくなく、又、国際的水準に照らしても我が国の接続料は十分低廉化したとは言えない。

図表20 接続料の低廉化

(電話の場合)



図表21 接続事業者がNTT東日本・西日本に支払う接続料の収入に占める割合 (平成11年度)

(1) 中継系事業者

収入合計	NTT東日本・西日本に支払う接続料合計	接続料の収入に占める割合
5,842億円	1,934億円	33.1%

注：国内電話・ISDNに係る分のみの合計。

(2) 移動体通信事業者

収入合計	NTT東日本・西日本に支払う接続料合計	接続料の収入に占める割合
68,378億円	3,027億円	4.4%

注：携帯電話・PHS・無線呼出の合計。

図表 2 2 接続料の国際比較

2001年(平成3年)1月現在

	日本 ^{※注1} (NTT東日本・西日本)					英国 (BT)	※注2 フランス (フランス・テレコム)	※注3 ドイツ (ドイツ・テレコム)	※注4 米国 (ベライゾン・ ニューヨーク)
	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度				
中継交換機 (ZC) 接続の場合	11.98円	10.64円	7.65円	5.88円	4.78円	2.70円 (1.61ペンス)	4.30円 (28.57サンチム)	5.58円 (11.07ペニヒ)	3.38円 (3.16セント)
加入者交換機 (GC) 接続の場合	5.81円	5.57円	4.95円	4.60円	4.50円	1.86円 (1.11ペンス)	2.09円 (13.92サンチム)	2.59円 (5.13ペニヒ)	2.16円 (2.02セント)

注1: 日本の2000年度以降の接続料は、長期増分費用方式(LRIC)に基づく料金変更。

注2: フランスの接続料には、年額の定額料金を分あたり料金に換算した上で加算している。

注3: ドイツの中継交換機接続の場合の料金は、距離段階50～200kmの市外通話の場合の料金である。

注4: 米国の料金は、州際アクセスチャージの料金であり、加入者回線コストの一部である回線あたりの月額料金(PICC)を、分あたり料金に換算した上で加算している。なお、このPICCは、2000年7月より事務用複数回線などを除き廃止されたが、廃止相当分(3分間で0.64円)はユーザ向けの定額料(SLC)に転嫁され、SLCは月3.5ドル/回線→月4.35ドル/回線へと0.85ドル(約92円)値上げされた。

注5: 為替レートは、1ドル=106.83円、1ポンド=167.74円、1フラン=15.04円、1マルク=50.43円で換算。

(2000年上半期平均:IMF「International Financial Statistics, August 2000」)

(2) 接続料の更なる見直しに向けて、平成12年9月より郵政省(現総務省)において第2次の「長期増分費用モデル研究会」が開催されて、14年2月頃迄を目途に長期増分費用モデルの見直しの作業を行っている。長期増分費用モデルの見直し結果が出た後は、そのモデルの適用の是非を含め、新たな接続料の原価算定の在り方について検討が行なわれる。

【参考】

長期増分費用モデル研究会における検討項目

- (1) 饋線点 R T その他 N T S (Non-Traffic Sensitive) コストの対象範囲
- (2) 耐用年数
- (3) ロジック及び入力データ
- (4) 端末回線
- (5) ユニバーサルサービス・コスト算定
等

5 事業者向け割引料金の導入

- (1) 事業者向けの料金としては、細分化(アンバンドル)された網の一部を利用する場合に適用される従来からの接続料の他に、利用者向けに役務として提供される単位で網を利用する場合に適用されることになる事業者向け割引料金(キャリアズレート)が考えられる。
- (2) この導入については、「日本電信電話株式会社法附則第二条に基づき講ずる措置」(平成2年3月30日決定、同年5月18日郵政省告示第288号)においても「アクセス回線料金の低廉化による利用者負担の軽減及び電気通信事業者間のイコールフットィングの確保の観点から、電気通信事業者用割引料金(キャリアズレート)の導入を推進する」旨が方針とされており、³¹平成3年1月から、NTT(現エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)の提供するISDNパケット網について、電気通信事業法現第39条の3第2項の約款外役務として事業者向け料金が設定されている。
- (3) 平成11年に郵政省からNTT東日本・西日本に対して、「接続料の算定に関する事項について」(平成11年8月31日郵電業第101号)により専用線について事業者向け割引料金を設定することを求め、³²両社においてその実現に向けた準備が開始された。
- (4) 平成12年11月18日には、事業者向け割引料金を導入するための根拠規定となる接続料規則(第4条、第8条第3項、第18条、附則第14条)が施行され、NTT東日本・西日本より12月13日に所要の接続約款変更の認可申請が行われた。その際の割引率は、接続料規則第8条第3項においては利用者料金と接続料の費用範囲の差を考慮して定めることとされているが、NTT東日本・西日本は、専用線の第二種電気通信事業者への提供が法人営業部門を介して行われている現状を踏まえて省令上の原則を修正して

³¹ これに先立ち、電気通信審議会答申「今後の電気通信産業の在り方 中間答申」(平成元年10月2日)では、「新事業者がNTTと接続する場合の接続通信料については、通常の約款とは別の料金制度(いわゆるキャリアズレート)を導入し、実際の費用等を反映したものとすることが望ましい」と提言していた。

³² 記5において、次のとおり措置を求めた。

「5 バンドルされたネットワークの利用について

他事業者による専用線の利用については、現在端末回線線端接続において利用者向け料金が準用されているが、これを見直し、同様な形態による約款外役務も含め、利用者

割引率を定めた。

- (5) NTT東日本・西日本の申請案は平成13年1月31日に認可されたが、割引率については、「法人営業部門の対応が不要な事業者には選択的に大きな割引率をとること等を基本とした考え方を含め、・・・更に議論を尽く」すべきことが本審議会では要望され、引き続き検討が行われた(第 章第3節3(4)において後述)。

図表23 専用線の事業者向け割引料金(キャリアズレート)の設定例

・高速デジタル伝送サービス・ATM専用サービスの割引率

契約額 契約期間	~100万円	100万円超 ~200万円	200万円超 ~500万円	500万円超 ~1000万円	1000万円超 ~3000万円	3000万円超 ~
3年未満	8.6%	11.3%	12.3%	13.2%	14.1%	15.0%
3年以上 6年未満	15.0%	17.5%	18.4%	19.2%	20.1%	20.9%
6年以上	18.7%	21.1%	21.9%	22.7%	23.5%	24.3%

向け料金との対応費用範囲の差異を考慮した割引料金を適用するため、貴社において基本的な考え方と、導入に向けての具体的なスケジュールを検討し、明らかにすること。」

6 接続料と利用者料金との関係

- (1) 接続料の水準と利用者料金の水準との関係については、第一次答申において、「接続料がいわば『卸売的料金』であり、利用者料金が『小売的料金』であることに鑑みると、利用者料金が接続料の水準を下回することは、一般的には公正競争上適切ではないと考えられる」とした。
- (2) これに関しては、平成11年度よりNTT東日本・西日本において接続料と利用者料金との比較がなされてきており、³³平成12年度においては次表の結果が公表されている(平成12年12月13日)。

図表24 利用者向け料金と接続料の水準の比較
(NTT東日本・西日本公表資料)

(単位：億円)

区 分	利用者料金	接続料相当	-
加入電話・基本料	12,897	11,130	1,767
加入電話・通信料(県内通信)	7,721	4,928	2,793
ISDN・基本料	2,325	1,482	843
ISDN・通信料(県内通信)	2,373	2,010	363
公衆電話(デジタル公衆含む)	505	703	198
番号案内	352	440	88
高速デジタル伝送(県内専用)	1,435	990	445
ATM専用(県内専用)	71.1	60.2	10.9
IPルーティング網接続専用	2.96	2.73	0.23
一般専用(県内専用)	1,349	1,313	36

注1) 利用者料金は、平成11年度の営業収益のうち、県間分を除く県内分(NTT東西の業務範囲)である。(電話・ISDNは音声役務損益明細表(通年試算値)の東西合算値ベース、専用は9月末施設数を年換算(12倍)したベース。)

注2) 接続料相当は、のサービスで使用する設備ごとの需要数に今回申請する接続料を乗じて算定。

³³ NTT東日本・西日本宛「接続料の算定に関する事項について」(平成11年8月31日郵電業第101号)記1において、「貴社のサービスの利用者向け料金とそのサービスの提供に係る貴社の指定電気通信設備利用部門の振替接続料との関係について、これが反競争的でないことを検証すること」が求められたことを受けたもの。

- (3) その上で第一次答申は、NTT東日本・西日本が接続料と利用者料金との関係について今後とも検証を継続し、接続会計において内部相互補助がなされていないか情報開示を行うこと、³⁴ 現在保留秒数によっては接続料との逆転がある定額的な利用者料金を適切な方式で下回る定額的な接続料が設定される必要があること(後述)について提言した。
- (4) この他第一次答申では、「接続料などの接続条件の設定が、自社サービスの利用者料金等の設定よりも遅れることは公正競争条件確保の観点から基本的には問題があると考えられる」として、「指定電気通信設備を設置する事業者においては、自社のサービス開始より前に、或いは少なくともほぼ同時期に接続条件の設定を行うよう努めるべきである」との提言を行った。総務省においてはこれを受けて、NTT東日本・西日本に対して指導を行った。

35

³⁴ 第一次答申の提言を受けたNTT東日本・西日本宛「接続料と利用者料金との関係等について」(平成13年1月31日総基料第16号)記1では、「接続料の算定に関する事項について」(平成11年8月31日郵電業第101号)記1を改訂し、「貴社のサービスの利用者料金とそのサービスの提供に用いられている機能毎の貴社の指定電気通信設備利用部門の振替接続料との関係について、平成13年度以降も引き続きこれが反競争的でないことを検証すると共に、接続会計において内部相互補助に関して検証し、これらについて公表すること」を求めている。

³⁵ 第一次答申の提言を受けたNTT東日本・西日本宛「接続料と利用者料金との関係等について」(平成13年1月31日総基料第16号)記2では、「接続約款において記載されていない機能を用いて、指定電気通信設備を利用したサービスを新たに開始する場合には、当該サービスの開始より前、或いは少なくともほぼ同時期に当該機能に係る接続条件を設定し、これを接続約款に定めるよう努めること」を求めている。

第4節 技術的条件

- (1) 電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」(平成8年1月29日)では、「他事業者、参入を計画する者が自ら接続の技術的な検討を行うことを容易にするとともに、接続に要する期間を短縮するためには、接続において必要となる技術的条件が明確にされ、公開されることが必要である」として、指定電気通信設備を設置する事業者が技術的条件を接続約款に規定すべきことを提言した。
- (2) これを受けて、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年6月20日法律第97号)により、標準的接続箇所(「他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なもの」)における技術的条件を接続約款に規定すべきことが定められた。
- (3) 上記の標準的接続箇所は、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成9年11月13日郵政省令第81号)により5箇所が定められた。これはその後の省令改正により増加しており、平成13年7月現在、電気通信事業法施行規則第23条の4第1項により次の11箇所が定められている。

端末系伝送路設備と利用者の設備との間

市内交換局の主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)

市内交換局の主配線盤(光信号の伝送に係るもの)

市内交換局内の伝送装置における、端末系伝送路設備の反対側の箇所

ISMにおける、端末系伝送路設備の側の箇所

端末系交換等設備と伝送路設備との間の伝送装置

端末系交換等設備における端末系伝送路設備の側の箇所

中継交換局内の主配線盤(光信号の伝送に係るもの)

中継系交換等設備と伝送路設備との間の伝送装置

中継交換局内のルータ

信号用伝送装置

第5節 網機能計画

- (1) 電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの内訳について」(平成8年12月19日)では、不可欠設備において接続を前提としない網構築が行われていたことによって網改造に多大な時間と費用を要している³⁶ことに問題があるとして、「不可欠設備に関する網機能の追加・変更に関する情報を記載した網機能提供計画の公表を義務づけることが適当」であり、その「網機能提供計画に他事業者の意見を反映させるための手続を整え、さらに他事業者の意見反映を担保するための国による関与の手続を整える必要がある」とする提言を行った。
- (2) これを受けて、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年6月20日法律第97号)及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成9年11月13日郵政省令第81号)により、指定電気通信設備の機能の変更又は追加の計画(網機能計画)に関する大要次のような手続が定められた。

指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、原則として当該指定電気通信設備の機能の変更又は追加の計画を有するときは、その計画を当該工事の開始の日の原則として200日前までに総務大臣に届け出なければならない。(電気通信事業法第39条の2第1項、電気通信事業法施行規則第24条、第24条の2)

その場合において、当該事業者は原則として、届け出た計画の概要を届出の日から30日以内に官報に掲載すると共に、7日以内に営業所において閲覧に供することでこれを公表しなければならない。(電気通信事業法第39条の2第2項、電気通信事業法施行規則第24条の3)

総務大臣は、届出のあった計画の実施により他の事業者の設備と指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずる虞があると認めるときは、その計画を変更すべきことを勧告することができる(電気通信事業法第39条の2第3項)。

³⁶ 例えば、第二電電株式会社(当時)、日本テレコム株式会社、日本高速通信株式会社(当時)がVPNサービスを提供するのにあたっては、NTTの「メンバーズネット」サービスとは別途に網改造を要することとなり、サービスの実現に6年弱(平成元年の接続申し入れから平成7年のサービス開始まで。)かかり、また、創設費ベースで二十数億円を要することとなった。

第6節 機能の細分化（アンバンドル）

1 機能の細分化

- (1) 電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」(平成8年12月19日)では、不可欠設備の機能の細分化は、他事業者が多様な接続を実現するために必要なものであることから、競争の促進及び相互接続の推進の観点から積極的にこれを推進すべきであるとした上で、当初、7つの設備について細分化（アンバンドル）することが適当であるとした。

【参考】7つの設備（平成8年、電気通信審議会答申）

- (1) 加入者側終端装置
- (2) 加入者回線
- (3) 加入者交換機
- (4) 中継交換機
- (5) 市内伝送設備
- (6) 中継伝送設備
- (7) 信号網

- (2) 接続料の単位となる機能の設定は、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年6月20日法律第97号)を受けて、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成9年11月13日郵政省令第81号)により行われて、当初11の機能が設定された。

- (3) 平成12年、13年には、高速インターネット接続サービスのための利用の需要に応じて機能の細分化が行われており、平成13年7月現在、接続料規則第4条により次の26の機能が設定されている。

【参考】26の機能（平成13年、接続料規則第4条）

- (1) 帯域透過端末回線伝送機能
- (2) 帯域分割端末回線伝送機能
- (3) 基地局設備用端末回線伝送機能
- (4) 光信号端末回線伝送機能（帯域が制限される場合におけるもの）
- (5) 光信号端末回線伝送機能（帯域が制限されない場合におけるもの）
- (6) その他端末回線伝送機能
- (7) 加入者交換機能
- (8) 優先接続機能
- (9) I インタフェース加入者モジュール折返し機能
- (10) 市内伝送機能

- (11) 中継系交換機能
- (12) 中継伝送共用機能
- (13) 中継伝送専用機能（中継伝送路設備が事業者の建物内に設置される場合におけるもの）
- (14) 中継伝送専用機能（中継伝送路設備が事業者の建物外に設置される場合におけるもの）
- (15) 光信号中継伝送機能（帯域が制限される場合におけるもの）（光ファイバ回線設備が事業者の建物内に設置される場合におけるもの）
- (16) 光信号中継伝送機能（帯域が制限される場合におけるもの）（光ファイバ回線設備が事業者の建物外に設置される場合におけるもの）
- (17) 光信号中継伝送機能（帯域が制限されない場合におけるもの）（光ファイバ回線設備が事業者の建物内に設置される場合におけるもの）
- (18) 光信号中継伝送機能（帯域が制限されない場合におけるもの）（光ファイバ回線設備が事業者の建物外に設置される場合におけるもの）
- (19) ルーティング伝送機能
- (20) 通信路設定伝送機能
- (21) 信号伝送機能
- (22) 呼関連データベース機能
- (23) 番号案内機能
- (24) 手動交換機能
- (25) 公衆電話機能
- (26) 端末間伝送等機能

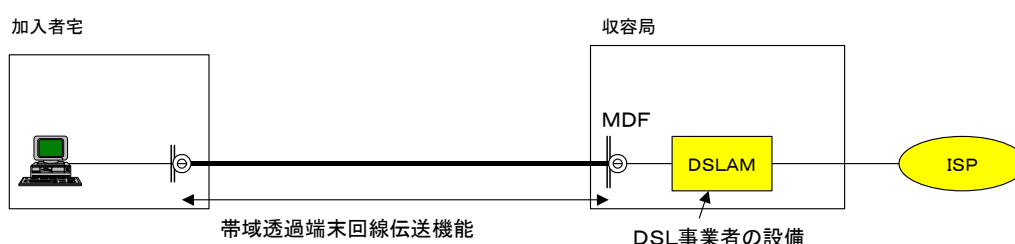
（注）所謂「ドライカップ」と言われるものは(1)、所謂「ラインシェアリング」と言われるものは(2)、所謂「ダークファイバ」と言われるものは(4)・(5)・(15)～(18)が相当する。

なお、「帯域が制限される場合」とは、所謂「ダークファイバ」において、保守用に使われる帯域が接続事業者に対して提供されない場合を指す。

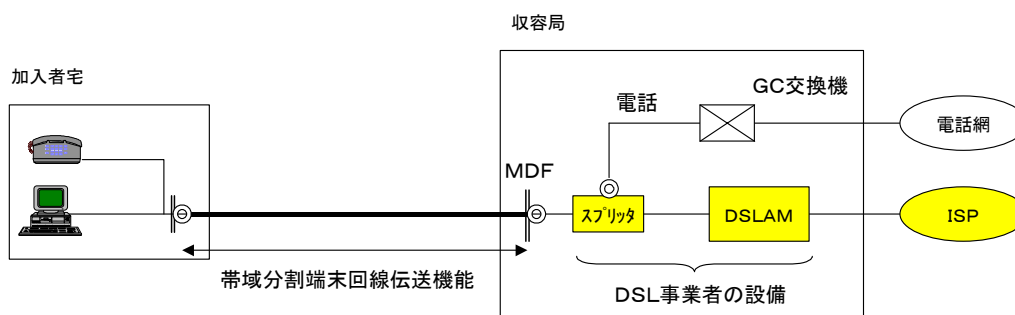
2 加入者回線の細分化

- (1) 加入者回線における細分化については、平成11年8月に郵政省からNTT東日本・西日本に対して電話との重畳やスプリッタのコロケーションを含めたMDF（主配線盤）での接続を試験的に行うことが求められ、³⁷同年12月に開始された。

図表25 ドライカップの設備構成図



図表26 ラインシェアリングの設備構成図



- (2) 半年間の技術的検証の結果、MDFでの接続及びDSLサービスにおいて技術的問題点が認められなかったことから、平成12年7月に郵政省からNTT

³⁷ 郵政省で開催された「ネットワークの高度化・多様化に関する懇談会」（平成9年3月から12月。関連の報告書の取りまとめは同年6月。）、「接続料の算定に関する研究会」（第1次：平成10年4月から11月、第2次：平成11年2月から7月）における検討結果を踏まえて、「DSL（デジタル加入者回線）の接続について」（平成11年8月31日郵電業第101号の2）により、「電話との重畳やスプリッタのコロケーションを含めたMDF（主配線盤）による接続を試験的に可能とすること」が求められた。

T東日本・西日本に対してMDFでの接続の全国拡大が求められ、³⁸これが実行された。

(3) MDFでの接続に関する接続料その他の条件については、同年ルール整備が進められ、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成12年9月12日郵政省令第53号)³⁹及び指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則の一部を改正する省令(平成12年9月12日郵政省令第54号)⁴⁰により、帯域透過端末回線伝送機能(所謂ドライカップ)及び帯域分割端末回線伝送機能(所謂ラインシェアリング)が接続料を定めるべき単位として新設され、また、MDFなどが新たに技術的条件が規定されるべき標準的接続箇所とされた。⁴¹(MDFでの接続に関しては、並行して建物内への接続用設備の設置(コロケーション)についてのルール整備も行われた(後述)。)

(4) MDFでの接続の際の接続料については、NTT東日本・西日本から同年1月14日に認可申請があり、12月15日に電気通信審議会答申での指摘⁴²を踏まえた補正が行われ、即日認可された。

³⁸ 郵政省で開催された「高速デジタルアクセス技術に関する研究会」(平成11年8月から12年7月)における検討結果を踏まえて、「DSL(デジタル加入者線)の普及促進及びMDF(主配線盤)等における接続について」(平成12年7月31日郵電技第3011号)において、「接続事業者から要望のあるすべてのエリアについて、接続事業者がそれらのエリアでDSLサービス(ADSL、SDSL、その他のDSLサービス)及びその他接続事業者が提供を希望するサービスの提供ができるように、MDF等における接続(電話との重畳やDSL装置・スプリッタ等のコロケーションを含む。)の請求に応じること」が求められた。

³⁹ 機能の細分化に関しては、現在は接続料規則第4条において規定。

⁴⁰ 現在は接続料規則において規定。

⁴¹ 同時期に、郵政省からNTT東日本・西日本に発出された「指定電気通信設備のアンバンドル等に関して講ずべき措置について」(平成12年9月19日郵電業第3074号)において、「帯域分割端末回線伝送機能の接続料の原価算定において、利用者料金で回収されるべき費用など、接続と直接関係のない費用が含まれないようにすること」が求められた。

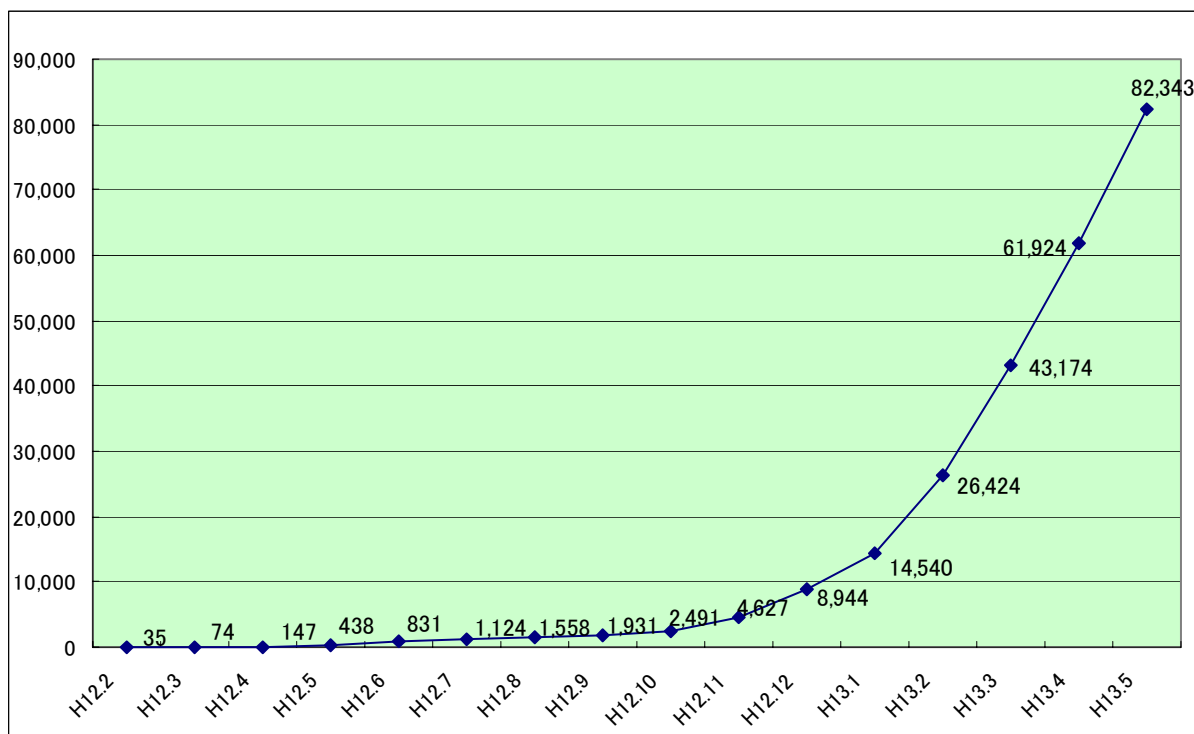
⁴² 電気通信審議会「答申書」(平成12年12月15日郵通議第3199号)記1では、「主配線盤での接続に関する接続料については、DSLサービスの加入者数が少ないことから、十分なコストデータが得られていない面があり、「当面暫定的な形でNTT東日本・西日本等から現在得られている情報の中でその料金を判断し、決定することもやむを得ないと考えられる」としつつ、次の点が確保された場合に認可することが適当とした。(下表参照)

回線データベース管理業務相当の算入額(申請案では1回線月額203円。)及び料金請求・回収等費用相当の算入額(申請案では1回線月額136円。)は、近似的と考えられる電話の加入者回線に係る費用により設定すること

事業者間の料金請求のうち料金計算費用相当(1回線月額19円を超えない額。)以外を請求毎の料金(1請求月額128円等を超えない額。)により回収すること

(4) 現在までの、MDFでの接続によるDSLサービスの提供状況は次の表のとおりである。

図表27 MDFでの接続によるDSLサービス加入者数



注：NTT東日本・西日本の地域通信網を利用したDSLサービス全体の加入者数（NTT東日本・西日本のDSLサービスの加入者数を含む。）については図表41を参照。

故障受付対応相当の算入額（申請案では1回線月額41円。）は、初期工事による故障によるもの以外で接続事業者の個別の要望によりNTT東日本・西日本が故障受付対応を行う場合を除き、接続約款に定める金額には算入しないこと

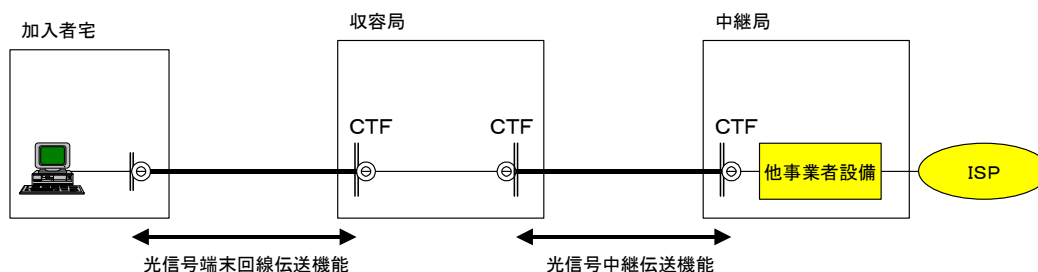
項目	申請案	補正結果
回線データベース管理業務	203円	138円
料金請求・回収等費用	136円	19円
追加MDF	30円	30円
故障受付対応	41円	-
合計	410円	187円

この他に請求毎に128円

3 光ファイバ設備の細分化

- (1) 光ファイバ設備の細分化については、平成12年8月に電気通信審議会から検討の場を設けることが郵政省に要望された⁴³のを契機とし、接続ルールの見直しの議論において検討されることとされた。
- (2) 接続ルールの見直しの検討の中で出された第一次答申では、光ファイバ設備の細分化の必要性について、「需要が顕在化してきていること、その中で接続の請求への拒否が行われるなど円滑な接続が実現していないこと、これにより、今後高速サービスの提供のための基幹的な位置づけを持つ、不可欠設備である光ファイバ設備が適正な条件で提供されない状況が生じていることから、事業者間の個別協議に委ねることは適切ではなく、端末系伝送路設備、中継伝送路設備の各々について、伝送装置を介さないアンバンドルされた形態での接続が行われることを早急に確保すべきである」と総括された。

図表28 ダークファイバの設備構成図



- (3) その上で、第一次答申により提言された光ファイバ設備の細分化の緊急確保⁴⁴については、平成12年12月21日に郵政省よりNTT東日本・西日本

⁴³ 電気通信審議会「答申書」（平成12年8月31日郵通議第3076号）において、「光ファイバのアンバンドルについては、具体的な需要動向も顕われてきて」として、「光ファイバのアンバンドルについて、速やかに検討の場を設けること」が要望された。

⁴⁴ 第一次答申第3章3(3)「光ファイバ設備のアンバンドルの緊急確保」において、「郵政省令の改正が行われる迄の間であっても、自サービスの開始時期を目途に、光ファイバ設備の他事業者に対するアンバンドルされた形態での接続がNTT東日本・西日本において緊急に確保されるべきである」とされた。

へ要請⁴⁵がなされ、NTT東日本・西日本より同年12月26日にNTT東日本・西日本において光ファイバ設備の接続の暫定的な条件⁴⁶の報告及び公表がなされると共に、NTT東日本と東京めたりっく通信株式会社との間で、端末系伝送路と中継伝送路における光ファイバ設備との接続に関して、電気通信事業法第38条の2第7項の規定に基づく接続協定の締結が行われ、同日認可された。

- (4) 第一次答申はまた、光ファイバ設備の細分化の制度的確立及び関連のルール整備について提言を行っており、⁴⁷これを受けて平成13年4月に電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成13年4月6日総務省令第59号)、接続料規則の一部を改正する省令(平成13年4月6日総務省令第60号)が公布・施行された。これにより、光ファイバ設備の細分化等が法令上規定され、中継伝送路設備(局内・局外)、端末系伝送路設備、ビル内配線の光ファイバ設備についての接続料等について接続約款上規定されることとなった。⁴⁸併せて、光ファイバの敷設状況等の情報開示についても、上

⁴⁵ 「光ファイバ設備の接続について」(平成12年12月21日郵電業第3135号の3)において、次の事項を踏まえた措置が求められた。

接続事業者との公正競争を確保するため、貴社の「光・IP通信網サービス(仮称)」の提供開始と原則として同時期に、伝送装置を介さない形でアンバンドルされた、端末系伝送路と中継伝送路における光ファイバ設備の接続条件を暫定的に定め、これを早急に公表して接続の請求に応じること

の接続条件のうち接続料は、所要の郵政省令の改正により設定されることとなるまでの間は、端末系伝送路と中継伝送路について、暫定的に定めるものとする

⁴⁶ 接続料については、端末系伝送路設備について7,898円/芯・月+157円/芯・月+128円/請求書・月、中継伝送路設備について100円/芯・m・年+157円/芯・月+128円/請求書・月とされた。

⁴⁷ 第一次答申第3章3(2)「光ファイバ設備のアンバンドルの制度的確立」において、次のとおり提言を行っている。

「光ファイバ設備のアンバンドルが制度的に確立されるためには、光信号の伝送に係る主配線盤等における技術的条件が接続約款に記載されると共に、端末系伝送路設備と中継伝送路設備の双方について接続料が接続約款に明示されることが必要であり、そのための郵政省令の改正が早急に行われる必要がある。この所要の省令改正は平成13年初頭よりその手続を行うものとするのが適当である。」

また、同(5)「光ファイバ設備との接続に関するルール」においては、次のとおり提言を行っている。

「NTT東日本・西日本においては、接続事業者において光ファイバ設備との接続が速やかに行えるエリアを把握できるように、光ファイバ設備の敷設状況に関する情報開示を速やかに行う必要がある。併せて、これに関連して必要なルールの作成に向けて、今後広く意見を徴して取組みを行うべきである。」

⁴⁸ これを受けて平成13年5月15日にNTT東日本・西日本より認可申請が行われ、端末系伝送路設備については5,537円/芯・月+157円/芯・月+128円/請求書・月、中継系伝送路設備については4,299円/芯・m・月+157円/芯・月+128円/請求書・

記改正省令による電気通信事業法施行規則の改正と電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件(平成13年6月11日総務省告示第395号)の制定⁴⁹により、接続約款において規定が整備されることとなった。

- (5) また、同年6月には、光ファイバ設備との接続に係る手続等を整備するための電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令(平成13年6月11日総務省令第85号)が公布・施行され、⁵⁰光ファイバ設備との接続に関する手続、標準的期間、様式等について接続約款において規定されることとなった。⁵¹

月、ビル内配線については1,000円/芯・月とされたが、同年7月5日に両社より申請の補正が行われ、端末系伝送路設備について、5,231円/芯・月+157円/芯・月+128円/請求書・月と修正されている。

⁴⁹ 光ファイバ設備に関する情報の開示の他、MDFでの接続を含む接続の請求に際して必要な情報の開示と、コロケーションの場所に関する情報の開示について規定している。本告示は、従来よりNTT東日本・西日本宛「DSL(デジタル加入者線)の普及促進及びMDF(主配線盤)等における接続について」(平成12年7月31日郵電技第3011号)、「通信用建物等への接続事業者の設備設置(コロケーション)等に関して講ずべき措置について」(平成12年9月19日郵電業第3072号の2)、「光ファイバ設備との接続に関する当面の措置について」(平成13年4月6日総基料第101号)において求められていた情報開示についての事項を継受の上、あらためて再整理したもの。

⁵⁰ 当審議会答申(平成13年3月16日情審通第58号)において、「…手続や標準的期間等の、光ファイバ設備との接続に関するルール整備について、早急に取りまとめて措置すること」が総務省に対して要望された。

⁵¹ 手続については、指定電気通信設備を設置する事業者において接続に即応できない場合にその合理的な理由を明示すること、その理由が非現用設備のないことであるときには接続事業者がそれを確認するために施設へ立ち入ることを可能とすることを規定すべきことが定められた。標準的期間と様式の設定については、従来より接続約款の規定整備は進められてきており、特に後者については「通信用建物等への接続事業者の設備設置(コロケーション)等に関して講ずべき措置について」(平成12年9月19日郵電業第3072号の2)記1(2)イにおいて、「…接続に関する接続事業者の全ての請求について、可能な限り簡素な様式と、それに対する回答の様式とを接続約款に規定し、必要に応じてその見直しを行うこと」が当時の郵政省よりNTT東日本・西日本に対して求められ、これを受けた規定整備が行われていた。しかしながら、NTT東日本において光ファイバ設備との接続については接続約款の規定に拠らないこととした上で、様式を度々変更して接続請求の書き直しを求め、接続の遅延を起こす事例も生じており、その改善がNTT東日本宛「DSLサービスの営業活動等及び光ファイバ設備の接続における遅延等の改善について」(平成13年4月25日総基料第124号)において求められ、又、あらためて省令により規定された。

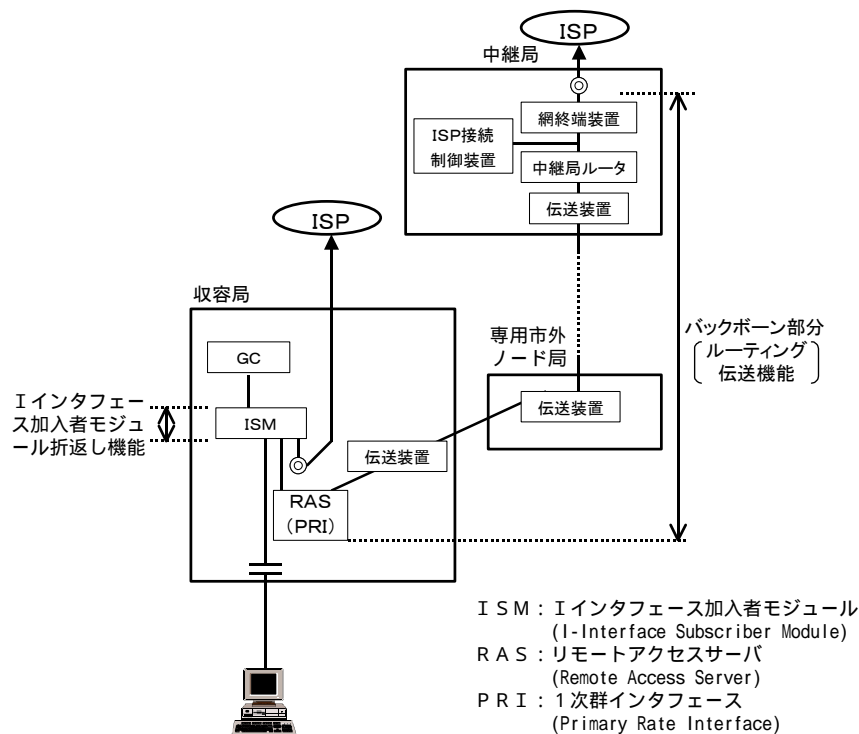
4 インターネット向けネットワークのオープン化

(1) 定額制インターネットアクセス網のオープン化

NTT東日本・西日本によってインターネットへの接続のために構築されたネットワークについて、これが加入者回線等と一体として提供される場合にはそのネットワークの利用について同等性が確保されないことが問題として指摘されてきた。

平成12年6月に契約約款が認可された完全定額性のインターネット向けアクセスサービスであるフレッツ・ISDNにおいて提供されている設備については、(イ) 収容局での接続が円滑に行われないこと、(ロ) バックボーン部分について細分化されていないためにその設備を同等に利用できないことが問題として指摘されてきた。

図表29 「フレッツ・ISDN」に用いられるネットワークの設備構成図



これについては、

(イ) 収容局での接続を実現するためのI インターフェース加入者モジュール (ISM) 折返し機能の細分化が実現したこと (電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令 (平成12年9月12日郵政省令第53号))

(ロ) バックボーン部分のみを他事業者において利用できるためのルーティング伝送機能の細分化が、第一次答申を受けて、実現したこと(接続料規則の一部を改正する省令(平成13年4月6日総務省令第60号))

により、それぞれの機能の接続料が設定されることで円滑な接続が期待されるようになった。

(2) ブラウザフォン用ネットワークのオープン化

また、平成13年4月に所要の許可及び認可が行われた、固定の電話端末によってインターネットへのアクセスを実現するNTT東日本・西日本のLモードサービス(サービスの提供は同年6月29日より。)に関しては、その提供に用いられる設備について、同年3月16日に出された当審議会の答申(平成13年3月16日情審通第61号)でネットワークのオープン化等の措置が要望された。

上記答申においては、「インターネット接続サービスにおける競争においては、端末やポータルサイトといった形で利用者に提示されるコンテンツへの「入り口」の位置付けが極めて大きな重要性を持つ」こと、「インターネット接続サービスにおける競争は、利用者がコンテンツへアクセスし、情報検索をする「入り口」をいかに主導するかの競争となっている」ことから、「ボトルネック性を持つ地域網を提供する主体が同時にこの「入り口」をも一体的に提供する場合には、インターネット接続サービスにおける公正競争条件の確保のために、地域網のボトルネック性からいかに「入り口」のオープン性を担保するかという課題の解決が重要である」と総括された。

その上で、まず、同一端末から各事業者の設定するアクセスポイントへのアクセスを確保するための措置として、Lモードダウンロードセンタから各事業者の設定するアクセスポイントへの番号が端末に対して付与出来るように措置すること等⁵²が求められた。(図表30参照。)

⁵² 端末機においてアクセスポイントの選択性を確保するための措置として、次の措置が要望された。

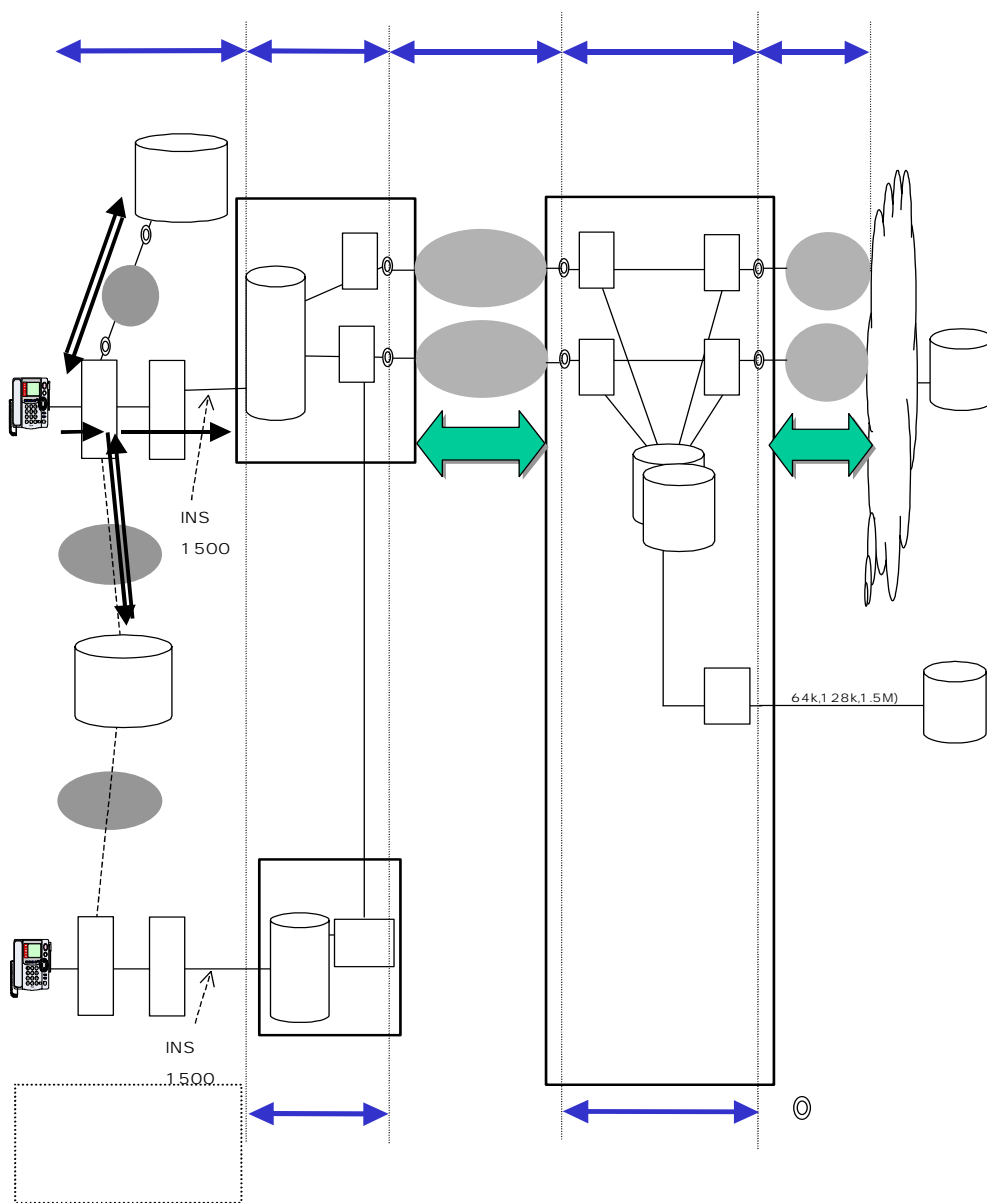
「 Lモードダウンロードセンタにおいて、Lモード端末に対してNTT東西のアクセスポイント番号と同一の条件で、競争事業者がブラウザフォンサービス提供のために設置するアクセスポイントの番号を他事業者からの請求に応じて速やかに付与できるように措置すること

なお、との関連で、

ア 競争事業者がLモード端末からアクセスできるアクセスポイントを設置し、その端末を用いて、NTT東西のLモードサービスと同等のサービスを提供することができるのに十分な技術条件を開示すること。

イ 上記の場合においてLモード端末を共用プラットフォームとするために、既に製造工程

図表30 Lモードサービスに用いられるネットワークの設備構成図



また、同答申では、他の事業者がLモード向けのポータルサイトをNTT東日本・西日本自身のポータルサイトと公平な条件で利用者が選択できるようにするための措置⁵³等が求められた。(図表31参照。)

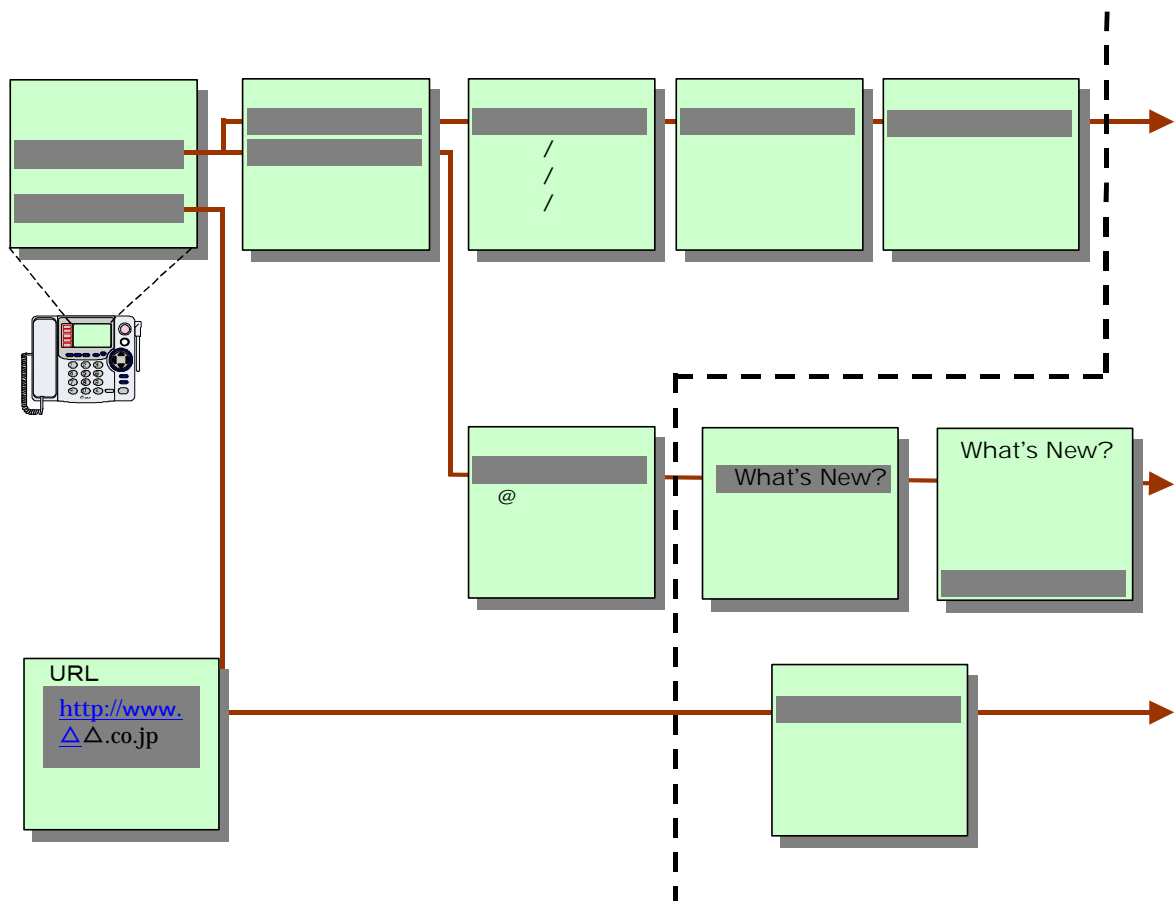
にある端末を除き、Lメニューの内容に入る前の第1頁等においてLモード、Lメニュー等に特化した表示を行わないよう検討すること。」

⁵³ ポータルサイト(メニュー画面)を選択させる画面の表示方法について次の措置が要望された。

「他事業者等の選択により第2頁又は第3頁画面において、他事業者等の設定するメニュー画面の選択を速やかに可能とすること。

なお、第2頁において措置する場合には、選択の表示方法において、NTT東西の設定するものと他事業者等の設定するものとの間で不公平とならないよう留意すること」

図表 3 1 Lモードサービスにおける表示画面の階層（例）



（NTT東日本・西日本資料より作成）

これらについては、総務省からNTT東日本・西日本に宛てて指導文書「Lモードサービスに関して確保されるべき事項について」（平成13年4月18日総基事第163号）が発出され、その着実な実施が求められている。⁵⁴

⁵⁴ これに対して、NTT東日本・西日本から5月14日に総務省に報告（平成13年5月14日東企画第01-33号、西サ開ネ第51号）がなされ、その概要が同月23日に公表された。

第7節 建物、管路、とう道、電柱等への設備の設置

1 コロケーションの制度化

- (1) 指定電気通信設備との接続にあたっては、接続事業者が多くの場合自らの設備を、指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の建物、管路、とう道、電柱等へ設置すること(コロケーション)が必要となるため、接続の円滑化のためにはその実現が適正な条件で図られる必要がある。
- (2) これについては、電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」(平成8年12月19日)においてルール整備が提言され、⁵⁵これを受けて電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年6月20日法律第97号)、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成9年11月13日郵政省令第81号)により接続約款においてその条件を規定することとされた。

⁵⁵ 同答申においては、次のルールが提言された。

- 「(ア) 他事業者が不可欠設備上のポイントまで伝送路を設置するために必要な建物・管路・電柱を提供すること
(イ) 上記(ア)の建物の提供には、物理的コロケーション(他事業者が接続用設備を設置)、仮想的コロケーション(特定事業者が接続用設備を設置)のいずれの提供も可能とすること。」

2 コロケーションのルール整備

- (1) コロケーションにあたっては、そのルールの適用対象設備の範囲についてNTT（再編後はNTT東日本・西日本）と接続事業者との間で争いがあり、基本的にNTT側の判断ではなく、接続事業者側においてコロケーションが必要な装置であるか否かにより決すべきことが平成11年8月に郵政省よりNTT東日本・西日本に対して示された。⁵⁶
- (2) 更に、コロケーションの負担額についても争いがあった。平成11年8月には、その実額を接続約款上明示することが決定され、⁵⁷又、同年10月には、建物、管路、とう道の場所を利用することに伴う負担額の算定は、再調達価格ベースではなく、指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が利用者向け料金の算定において使用している正味固定資産価額を基礎とした算定とすべきことが電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成11年10月29日郵政省令第94号）により定められた。
- (3) その後、平成11年12月より実現した加入者回線の細分化等の進行によりコロケーションの需要が高まるに伴い、更なるルール整備の必要性が認識され、平成11年度の接続料の認可に際しての電気通信審議会答申（平成12年2月18日郵通議第126号）において、郵政省に対して、「コロケーションに際して、接続事業者が工事や保守を行うことに関して、その手続等が円滑な接続のために重要であることに鑑み、これを接続約款において規定するようルールを整備すること」が要望された。
- (4) これを受けて電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成12年9月13日郵政省令第55号）では、次について接続約款に規定すべきことが定められた。

コロケーションに関する手続（他事業者がコロケーション可能な空きス

⁵⁶ NTT東日本・西日本宛「接続料の算定に関する事項について」（平成11年8月31日郵電業第101号）において、次のとおり求められた。

「接続事業者がコロケーションを要望する装置が、接続約款に記載されるコロケーション条件の対象となるか否かについては、接続事業者において技術的・経済的等による代替性の観点からそれが必要であると判断されるか否かを基本として、合理的な範囲内で決すること。」

⁵⁷ NTT東日本・西日本宛「接続料の算定に関する事項について」（平成11年8月31日郵電業第101号）において、次のとおり求められた。

「コロケーションの料金については、例えば利用実績のあるビルに限定するなどの工夫をした上で接続約款に実額記載する等、明確な形で公表すること。」

ペースに関する情報の開示を受けるための手続、他事業者が指定電気通信設備設置事業者に対しコロケーションを請求し回答を受ける手続〔他事業者による当該請求に係る建物への立入りの手続を含む。〕他事業者が工事・保守を行う場合の手続、指定電気通信設置事業者が工事・保守を行う場合に他事業者が立会う手続等を内容とする。）

コロケーションの請求からその実現までに要する標準的期間

他事業者のコロケーション設備について指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が工事・保守を請け負う場合に他事業者が負担すべき金額

(5) また、平成12年9月19日、11月20日、12月21日には、意見招請結果を踏まえた電気通信審議会答申による要望事項を受けて、郵政省よりNTT東日本・西日本に対して、各通信用建物毎に空き場所があるかどうかの情報を無償で事前開示すること、コロケーションの場所は「役務提供を阻害しない範囲内で最も低廉になる条件にあること」を基本とすること、空き場所がないことを以ってコロケーションを拒否する場合に、空き場所の有無の確認のための接続事業者の立入りを受け容れること、立会いを行う場合は最低限にすること、その他、合計35項目のコロケーションの条件の改善に係る措置を求めた。⁵⁸

(6) これら省令改正や行政指導を受けたNTT東日本・西日本の接続約款の規定整備が行われることを通じて、コロケーションに関する条件の改善が進んだ。

⁵⁹

(7) 第一次答申では、指定電気通信設備ではない電気通信設備⁵⁸を介して指定電気通信設備と接続する際に現行のコロケーションのルールなどが適用され

⁵⁸ NTT東日本・西日本宛「通信用建物等への接続事業者の設備設置（コロケーション）等に関して講ずべき措置について」（平成12年9月19日郵電業第3074号の2）、「『通信用建物等への接続事業者の設備設置（コロケーション）等に関して講ずべき措置について』及び『DSL（デジタル加入者線）の普及促進及びMDF（主配線盤）等における接続について』に関して追加的に講ずべき措置について」（平成12年11月20日郵電業第3114号の2）及び「『通信用建物等への接続事業者の設備設置（コロケーション）等に関して講ずべき措置について』に関して更に追加的に講ずべき措置について」（平成12年12月21日郵電業第3135号）による。このうち情報開示に関する措置事項については、平成13年6月に「電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件」（平成13年6月8日総務省告示第395号）が定められ、現在はこれにより措置されている。

⁵⁹ 実際の運用に関しては、本章第1節2（5）で言及したコロケーション条件に関する裁定が平成12年10月20日に行われている。

ないことは競争政策上問題である」として、その改善を提言、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成13年4月6日総務省令第59号）により、指定電気通信設備以外の電気通信設備（例えば指定電気通信設備とされていないDSLAM、スプリッタ等）を介した間接的な接続についてもこれらルールが適用されることとなった。⁶⁰

⁶⁰ これに加えて、平成13年5月には、本審議会より「答申書」（平成13年5月18日情審通第96号）において、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気通信設備がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の施設内に設置されているが故に、これとの接続に関するコロケーションにおいて、コロケーションに関するルールが適用されないことは、指定電気通信設備との円滑な接続を確保する観点からは好ましくないため、今後これの改善のために検討を行うこと」を総務省に対して要望している。

第8節 優先接続

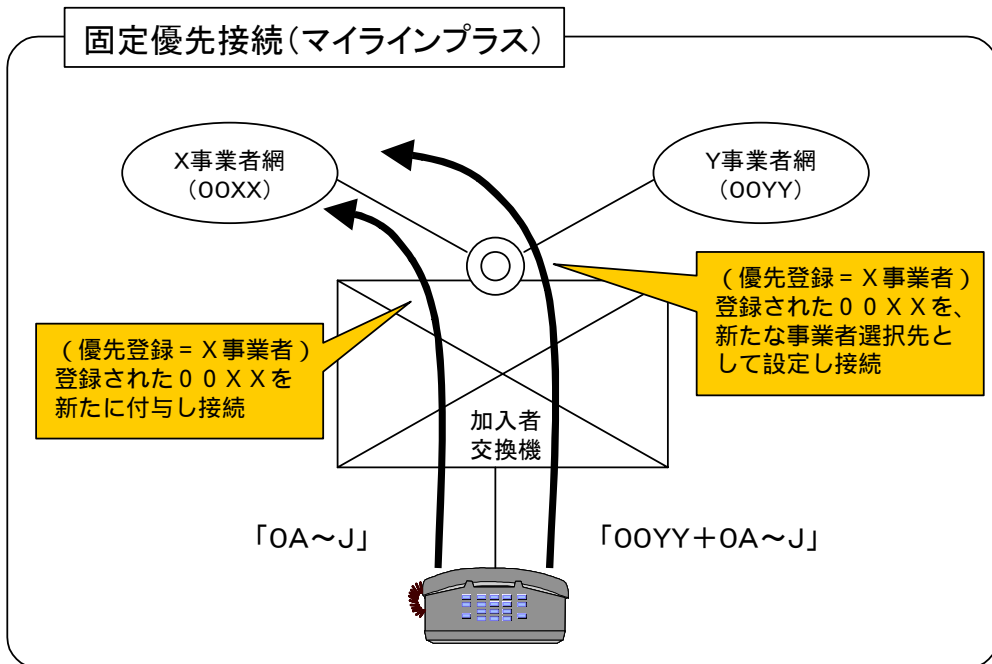
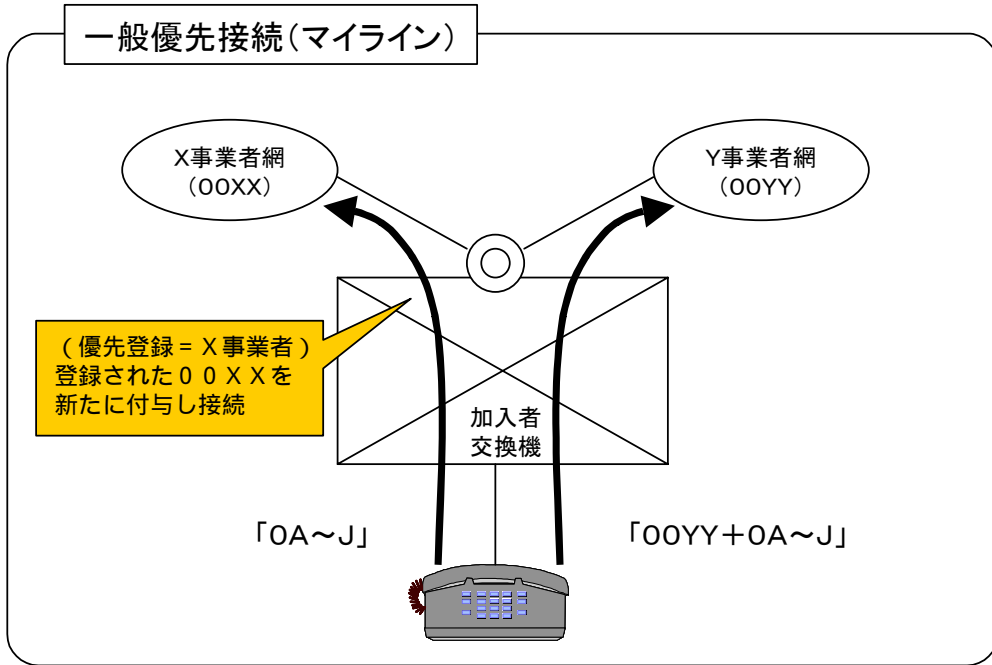
- (1) 優先接続は、電話サービスを利用する場合に、予め事業者を選択してNTT東日本・西日本に登録しておけば、当該事業者の事業者識別番号(00XY等)のダイヤリングを省略して通話を可能とする仕組みである。これにより、公正競争条件整備の観点からは、事業者識別番号のダイヤルが不要であったNTTグループ各社と事業者識別番号のダイヤルが必要であった他の事業者との間でダイヤリング手順における公平が図られると共に、利用者にとっては、ダイヤリング手順の簡便化が実現されることになる。
- (2) これについては、電気通信審議会答申「日本電信電話株式会社の在り方について」(平成8年2月29日)の提言を受けて、郵政省の研究会における検討⁶¹と電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成11年4月28日郵政省令第38号)⁶²による制度化、優先接続関係事業者間協議会における協議を受けて、平成13年5月1日より、次の12事業者の参加により開始された。

東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社
九州通信ネットワーク株式会社
グローバルワンコミュニケーションズ株式会社
ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社
ケイディーディーアイ株式会社
東京通信ネットワーク株式会社
日本テレコム株式会社
ドイツテレコム・ジャパン株式会社
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社

⁶¹ 郵政省において、「優先接続に関する研究会」(平成10年3月から11月)、「平成10年度電気通信番号に関する研究会」(平成10年5月から11年1月)及び「優先接続導入に関する研究会」(平成11年から12年)が開催され、検討が行われた。

⁶² 現在は接続料規則第4条において規定。

図表 3 2 優先接続の実現方式



第9節 番号ポータビリティ

- (1) 番号ポータビリティは、電話の利用者が加入している事業者を変更する際に、これまでと同じ番号を変更後の事業者においても引き続き使用できるようにするものであり、事業者間の競争を促進し、利用者の利便性を増進する方策として、電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」(平成8年12月9日)によりその導入が提言され、郵政省の研究会においてその実現方式及び費用負担等について検討されてきた。⁶³
- (2) 固定の地域系の事業者(例えば、CATV電話会社や東京通信ネットワーク株式会社等)間について行う「一般番号ポータビリティ」については、研究会の検討結果を踏まえて、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成11年8月6日郵政省令第63号)⁶⁴による制度化を受けて平成13年3月16日に所要の接続約款変更の認可が行われた。⁶⁵同年7月6日現在、

⁶³ 郵政省において、「平成8年度電気通信の番号に関する研究会」(平成8年11月から9年5月)、「番号ポータビリティの実現方式に関する研究会」(平成9年8月から10年5月)及び「番号ポータビリティの費用負担に関する研究会」(平成10年9月から11年3月)が開催され、検討が行われた。検討結果を踏まえ、実現方式及び費用負担方式について、NTT東日本・西日本宛「番号ポータビリティの実現について」(平成11年8月6日郵電業第83号)が発出された。

⁶⁴ 現在は接続料規則第4条に規定。

⁶⁵ 現在の方式は簡易な「第1段階方式」であり、本格的な「第2段階方式」(「最適回線再設定方式」)への移行については郵政省からNTT東日本・西日本に宛てた「番号ポータビリティの実現について」(平成11年8月6日郵電業第86号)記2(1)(2)において次のとおりとされている。

「2 実現方式

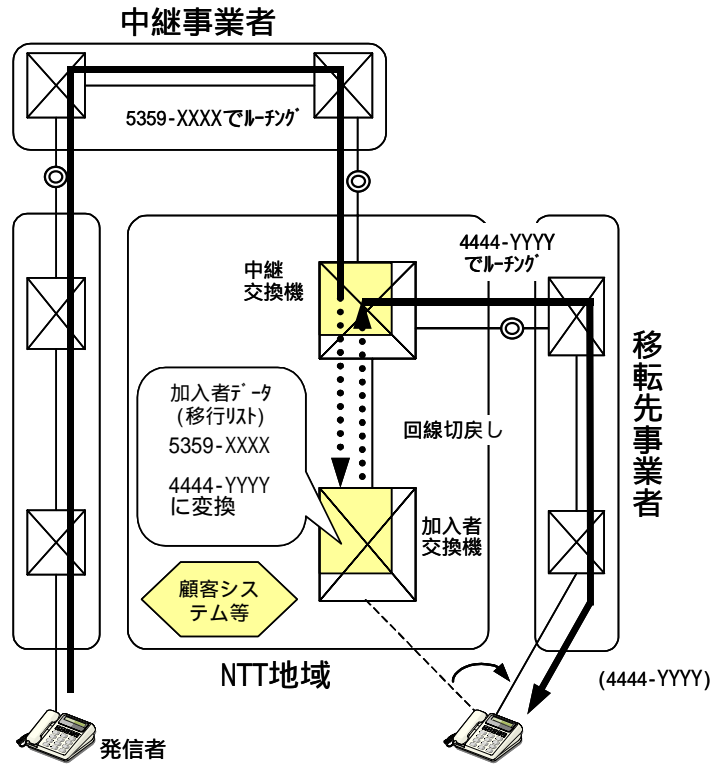
- (1) 一般加入電話・ISDN(付加サービスを除く。)については、「最適回線再設定方式(移転元事業者が移転先を示す情報を取得し、移転元事業者内で必要に応じて回線を遡って開放し、移転先事業者への回線設定を起動する方式)」とすること。この方式においては、オプションとして、関係事業者間で合意が得られる場合には、移転元事業者が移転先を示す情報を取得し、前位事業者(発信事業者又は中継事業者)まで回線を遡って開放し、前位事業者が移転先事業者への回線設定を起動する方式とすること。
- (2) 但し実現開始から当面の間は、選択した交換機による対応を基本とし、二重の番号を使用し、また、他事業者への片方向の移転のみを可能とする方式を採ることもやむを得ないこととするが、次のとおり「最適回線再設定方式」への移行を行うこと。
- ア 平成13年末までに、郵政省から提示する番号の逼迫状況及び他の電気通信事業者の要望を踏まえて二重の番号の使用を中止することについて検討を行い、その結果について報告を行うこと。また、その時点で二重の番号の使用を継続するときには、これを中止するまで1年ごとに同様の検討を行い、その結果について報告を行うこと。
- イ 平成14年末までに、番号ポータビリティにより利用者が電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した実績数と「最適回線再設定方式」への移行に見込まれる

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム関西、株式会社タイト
ス・コミュニケーションズ、株式会社ジェイコム湘南の4社がこれを実現
している。

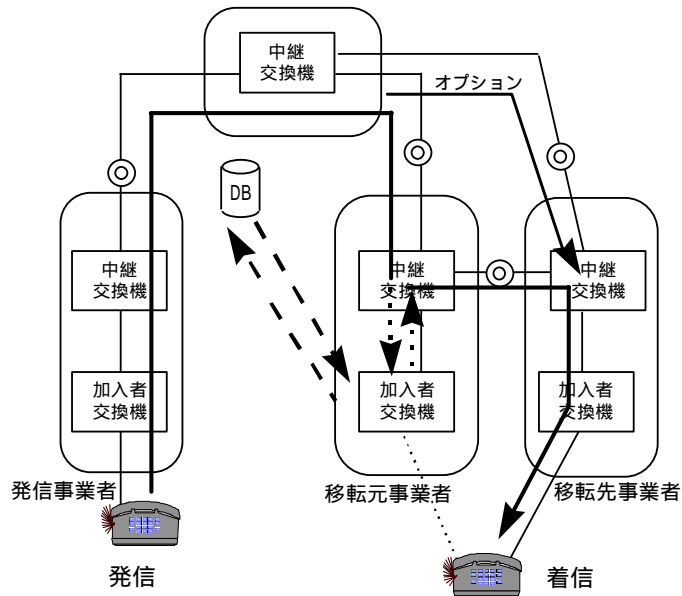
費用の概算見積りとを踏まえて「最適回線再設定方式」へ移行することについて検討
を行い、その結果について報告を行うこと。また、その時点で「最適回線再設定方式」
へ移行しないときには、移行を行うまで1年ごとに同様の検討を行い、その結果につ
いて報告を行うこと。」

図表 3 3 「一般番号ポータビリティ」の実現方式

第 1 段階方式（当面の間の方式）

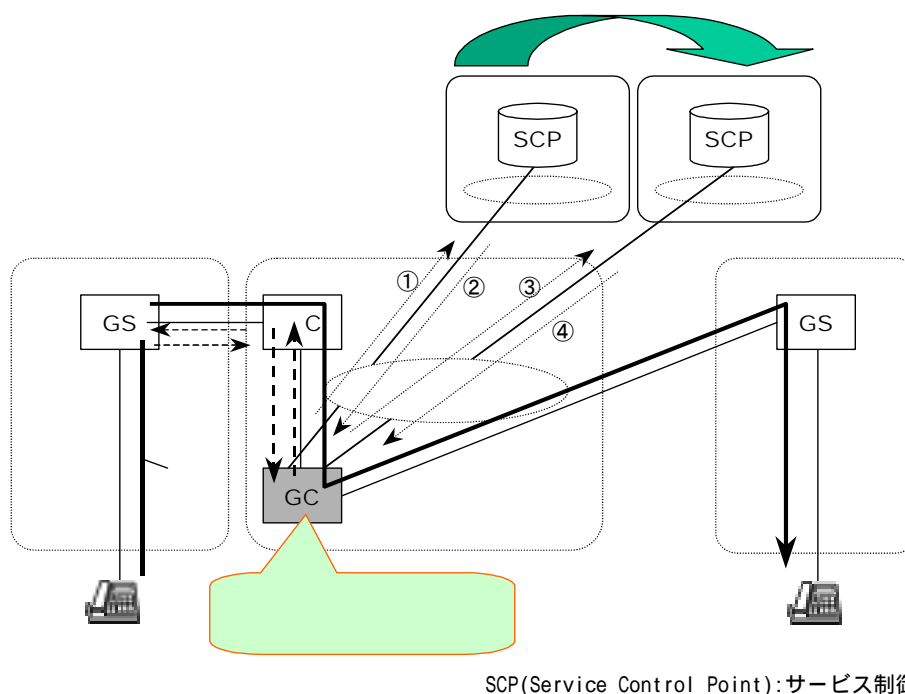


第 2 段階方式（「最適回線再設定方式」。平成 1 4 年末以降に移行。）



(3) 着信課金サービスを行う事業者間について行う「着信課金番号ポータビリティ」については、上述の2つの研究会の検討結果を踏まえて、平成13年3月に実施された。同年7月6日現在、 ケイディーディーアイ株式会社、東京通信ネットワーク株式会社、 日本テレコム株式会社、 東日本電信電話株式会社、 西日本電信電話株式会社、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の6社がこれを実現している。

図表34 「着信課金番号ポータビリティ」の実現方式



- : 発信事業者が、共通線信号網により移転先を示す情報をもつ移転元事業者のSCPへ問い合わせを行う。
- : での取得情報に基づき、発信事業者が、共通線信号網により着信先を示す情報をもつ移転先事業者のSCPへ問い合わせを行う。

第10節 番号情報に関する措置

1 番号案内及び電話帳のオープン化

(1) 電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」(平成8年12月19日)では、不可欠設備との接続に関して定められるべき特別な接続ルールの内容として、番号案内サービスや番号データベースへのアクセスを挙げてその実現を提言した。⁶⁶

(2) これを受けて、番号案内のオープン化が順次実現してきた。

先ず接続事業者による番号案内データベースへのアクセスが平成9年6月に実現し、⁶⁷接続約款の制度が整備された後には、平成10年3月に認可されたNTTの接続約款に番号データベース接続機能の接続料が規定された。これによりNTT以外の事業者による番号案内サービスの提供が可能となった。

また、平成9年6月には、接続事業者の加入者の電話番号がNTTにより番号案内されることになった。⁶⁸平成10年3月に認可されたNTTの接続約款においてこの際の費用(手数料)が他事業者番号案内サービス手数料(現行の番号案内データベース登録手数料⁶⁹)として規定された。

接続事業者の設備を経由した番号案内サービスへのアクセスについては、平成9年6月より暫定的形態により実現し、平成10年3月に認可されたNTTの接続約款に番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続、端末回線線端等接続)の接続料が規定されて本格的実施に移

⁶⁶ 第 章第1節4において、次のようなルールの作成について提言している。

「 他事業者の要請に基づき、番号に関する以下の業務が提供されること。

(ア)特定事業者の番号案内サービスへのアクセス

(イ)特定事業者の番号データベースへのアクセス

(ウ)特定事業者の番号案内サービスにおける他事業者の利用者の番号案内の実施及び特定事業者の電話帳への他事業者の利用者の番号の掲載」

⁶⁷ NTTと日本マルチメディアサービス株式会社との間で接続協定が締結された。

⁶⁸ NTTと株式会社タイトス・コミュニケーションズとの間で接続協定が締結された。

⁶⁹ 平成11年5月に電話帳掲載省略の電話番号についても番号案内が開始され、手数料もそれに合わせてあらためて設定された。

された。

(3) 一方、電話帳のオープン化も漸次進められてきた。

接続事業者の加入者の電話番号は平成9年6月にNTTの電話帳に掲載が開始され、⁷⁰平成10年3月に認可されたNTTの接続約款においてこの際の費用(手数料)が電話帳掲載手数料として規定された。

また、従来から電話帳事業者により紙媒体の電話帳に掲載された番号情報の利用は行われてきたが、番号情報の提供を個人情報保護に配慮した一定の条件の下で電子媒体で受けることも認められるべきことが郵政省で開催された研究会の報告書である『電気通信サービスにおけるプライバシー保護に関する研究会報告書』(平成10年10月)により提言された。⁷¹

⁷⁰ NTTと株式会社タイトス・コミュニケーションズとの間で接続協定が締結された。なお、これ以前よりNTTから分社したエヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(当時)等の加入者の電話番号の掲載は行われていた。

⁷¹ 職業別電話帳の番号情報については個人情報として保護されるべき内容も多くないとして平成2年より電子媒体による他者への提供が行われている一方で、五十音別電話帳の番号情報の他事業者への提供については、郵政省で累次に亘り開催された研究会で次のような検討結果を公表している。昭和61年9月に発足した「電気通信ネットワークの発展に伴う番号の在り方に関する研究会」の『電話加入者情報分科会中間報告書』(昭和62年7月)においては、各種個人情報が蓄積、トレースされる虞に配慮し、「電話をかけるために電話番号を確認するために必要な情報を入手することに不便を来さない程度の公開に止めることが適当と考えられ」、「出版以外の公開形式については、今後さらに慎重に検討すべきである」とし、『「電気通信事業における個人情報保護に関する研究会」報告書』(平成3年8月)では、NTTが「情報の提供は紙媒体によるハードコピー又は流通している電話帳の使用許諾に限定する」こと等について「個人情報保護に係る問題は生じないとみることができる」とした。『電気通信サービスにおけるプライバシー保護に関する研究会報告書』(平成10年10月)ではその提供形態の拡大に言及して、「電磁媒体による提供も可能であると考えるのが適当である」とし、「被提供者に対し、情報の利用を電話帳発行事業又は番号案内事業に限定させること、NTTの電話帳と同等の形態を維持すること(CD-ROM化したり、逆検索等の新たな機能付加しない)、情報の流出防止のための措置を講ずること等の情報の取扱いに関する協定等を必ず締結することが必要である」とした。

2 番号情報データベースのオープン化

『電気通信サービスにおけるプライバシー保護に関する研究会報告書』（平成10年10月）が提言した番号情報等の提供等を行う際の個人情報保護の観点からの留意事項については、平成10年12月に告示された「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（平成10年12月2日郵政省告示第570号）において、具体的に規定された。⁷²

この後、NTTにおいて番号情報データベースの検討を開始し、NTT再編に際して西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）がこれを承継した。NTT西日本は平成13年5月17日に、番号情報データベース(TDIS: Telecom Directory Information System)（図表35参照。）に関し、接続事業者がその加入者の番号情報を登録し、又、番号案内事業者や電話帳事業者が電子媒体によって番号情報を抽出し利用するための接続料等を設定し、これに加えて、上記ガイドラインの規定を遵守するための規定を盛り込んだ接続約款の変更の認可申請を行った。（同年7月6日認可。）

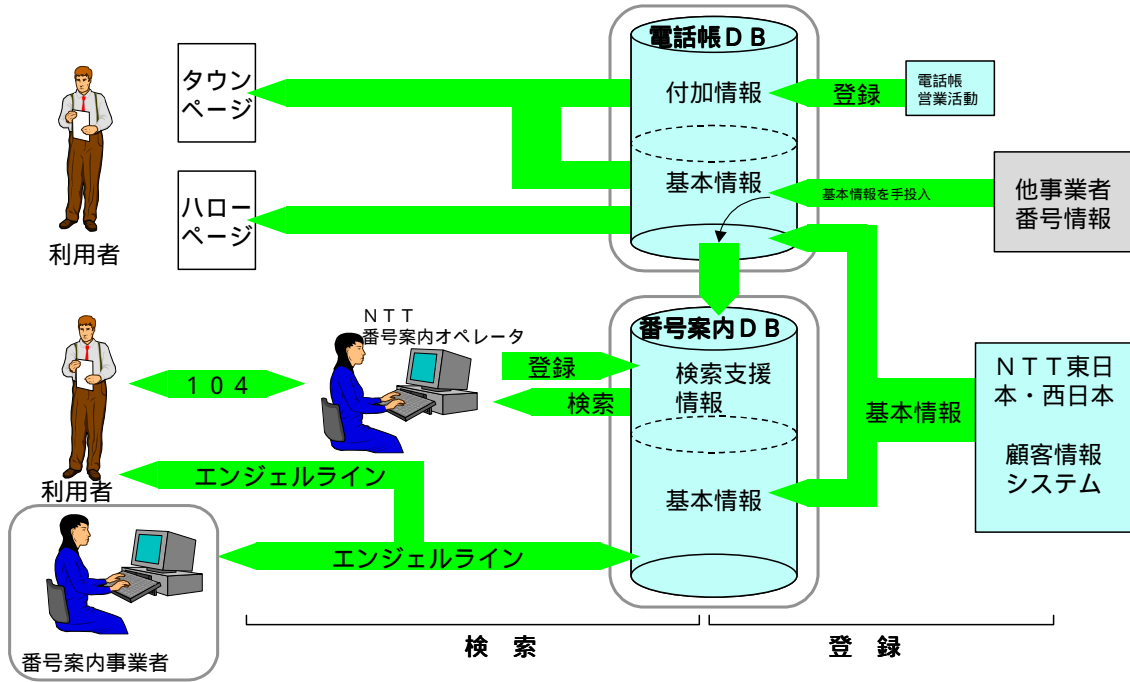
⁷² 番号情報に関しては特に次の1条を設けており、また、本告示の運用に関する「『電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン』の解説（平成10年10月）」が別途公表されている。

「（電話番号情報）

- 第13条 電気通信事業者が電話番号情報（電気通信事業者が電話加入契約締結に伴い知り得た加入者名又は加入者が掲載、案内を希望する名称及びこれに対応した電話番号その他の加入者に関する情報をいう。以下同じ。）を用いて電話帳を発行し又は電話番号案内の業務を行う場合は、加入者に対し、電話帳への掲載又は電話番号の案内を省略するかどうかの選択の機会を与えるものとする。この場合において加入者が省略を選択したときは、遅滞なく当該加入者の情報を電話帳への掲載又は案内業務の対象から除外するものとする。
- 2 電気通信事業者が電話帳発行又は電話番号案内業務を行う場合に提供する電話番号情報の範囲は、各業務の目的達成のため必要な限度を超えないものとする。ただし、加入者の同意がある場合はこの限りでない。
 - 3 電気通信事業者が電話帳発行又は電話番号案内を行う場合の電話番号情報の提供形態は、情報主体の権利利益を不当に侵害するものであってはならない。
 - 4 電気通信事業者は、電話帳発行又は電話番号案内業務による場合を除き、電話番号情報を提供してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
 - 一 電話帳発行又は電話番号案内業務を外部に委託する場合
 - 二 電話帳を発行し、又は電話番号案内の業務を行う者に提供する場合
 - 三 その他第4条第2項各号に該当する場合
 - 5 電気通信事業者が電話番号情報を、電話帳発行又は電話番号案内業務を行う者に提供する場合は、当該提供契約等において、前各項に準じた取扱いをすることを定めるものとする。」

図表35 番号情報データベース

番号案内データベース・電話帳データベース
(番号情報データベース(TDIS)導入前)



番号情報データベース(TDIS)導入後

